- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

令和８年１０月８日

厚　生　委　員　会

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

午前９時５７分開会

○白石正輝委員長　おはようございます。

開会時間前ですけれども、出席予定者全員がおそろいですので、ただいまより厚生委員会を開会いたします。

――――――――◇――――――――

○白石正輝委員長　本日の記録署名員２名を私より御指名申し上げます。

石毛委員、横田委員、お願いいたします。

――――――――◇――――――――

○白石正輝委員長　それでは、議案の審査に入ります。

（１）第９４号議案　債権の放棄についてを議題といたします。

執行機関の説明をお願いいたします。

○福祉部長　おはようございます。

それでは、厚生委員会議案説明資料福祉部の２ページをお開き願います。

関係件名は、債権の放棄、足立生業資金貸付け債権でございます。ちらの放棄をお願いしたいというものでございます。

内容といたしましては、かなり前の債権でございますが、平成１２年に借受けの方は、足立区島根で小料理店を営まれていた方で、その営業に使用する車両、車の購入資金として２００万円を借り受けたものでございます。

その後、利子も含めて７７万円余の返済をいただいていたところですけれども、今回残りの１２４万９，０００円余を放棄させていただきたいという内容です。

この借り受けた方につきましては、現時点では、生活保護の受給中ということになっております。これまで地道に返済をいただいておりまして、生活保護受給中の後も少ないながらも１，０００円、２，０００円程度毎月返済をいただいていたというところでございますが、ここに来て、お体の調子も悪くなってきて、なかなか厳しいという状態が続き、この方から返済いただくことは非常に難しかろうというように考えております。そして、この方の債権には連帯保証人の方がいらっしゃいました。ただ、連帯保証人の方は既にお亡くなりになっている状態です。連帯保証人の相続人の方、お子さんが二人いらっしゃいましたが、御長男の方は現在生活保護の受給中の方です。長女の方につきましては、生活保護の受給中ではありませんが、現在緑内障の末期の状態ということで、ほとんど目が見えないというような状況で、収入もほとんどないというような状況ですので、返済が難しいというようなケースです。

以上のような状態でございましたので、債権等処理判定委員会に債権放棄の諮問をしたところ、債権放棄が妥当であろうというような諮問答申をいただきましたので、今回議案として上程させていただいたものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　債権放棄の経過ということでありますが、昨日まで決算特別委員会があり、この計令和７年度の決算書を見ても、生業資金貸付金元金が予算が２１７万円だったところ、決算額が１２９万円という形で、まだ貸付けが残られている方ですとか、そういう方々もいらっしゃる中ではあるのですけれども、こういった連帯保証人の方々が高齢になっているということもしっかりと対策をしていただきながら、今回のケースは、返済が苦しいというお話でございますので、可決で

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

お願いしたいと思います。

○長井まさのり委員　可決でお願いいたします。

○横田ゆう委員　借受人は生活保護を受けている、そして、連帯保証人は亡くなっていて、相続人の長男は生活保護を受けている、長女は病気ということで、返済できる見込みがないため、債権放棄はやむを得ないと思います。賛成です。

○野沢てつや委員　可決でお願いします。

○白石正輝委員長　それでは、本議案につきまして、採決をいたします。

本議案は、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

［執行機関一部退席］

◇

○白石正輝委員長　それでは続きまして、請願・陳情の審査に入ります。

（１）５受理番号８　介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を議題といたします。

これにつきましては、報告事項４番と５番が関連しておりますので、併せて御説明をお願いしたいと思います。

○高齢者施策推進室長　福祉部報告資料１５ページを御覧ください。

まず、報告事項４になります。

足立区高齢者保健福祉計画第１０期介護保険事業計画策定に伴う中間報告についてになります。中間報告まとまりましたので、今回御報告するものです。

主な内容につきましては、項番１に記載がございますが、５つの章立てで掲載しております。その第５章ですけれども、第１０期介護保険事業計画ということで、今後のサービス利用者数や施設整備計画等から３か年の給付費を推計いたしまして、第１０期の介護保険料を検討案として御提示しております。

今の第９期につきましては、保険料６，７５０円ですが、今回御提示している第１０期の検討案は、基準額７，２３０円から７，７００円となっております。

今後の予定ですけれども、公聴会を１０月２０日から始め、７回開催する予定でおります。また、パブリックコメントにつきましては、１０月１６日から１１月１６日、約１か月を予定しておりまして、皆様からいただいた御意見等を踏まえ、令和９年３月本計画を策定する予定となっております。

この中間報告、現段階での考え方を御提示しているものでありまして、今後公聴会やパブリックコメント等区民の方からの御意見、それから厚生労働省からもこの後通知が来る予定でおりますので、そういったものを併せ、また、検討いたしまして、本計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、１７ページです。

令和７年度の介護保険料の収納率、それから差押え人数、金額等について御報告をいたします。

収納に当たりましては、現年度対策を重視いたしまして、滞納させないための取組、それから初期滞納者への早期対応を行いましたところ、令和７年度９７．６９％ということで、高い収納率を維持しております。

差押え等ですけれども、再三の督促、催促を行っても、保険料納付がない滞納者に対しまして、法令に基づき財産調査を行った上で、差押えや執行停止等を実施しております。令和７年度差押え

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は３５６人、執行停止につきましては５１０人ということになっております。今後も財産がある滞納者の方に対しては適切な対応、そして、生活困窮等で納付が困難な方に対しましては、滞納者の方に寄り添った丁寧な対応を引き続きしてまいります。

報告は以上です。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員　それでは、１０期の介護保険事業計画策定、収納率について、若干伺わせていただきます。

この令和７年度の６５歳以上の被保険者数は微減と聞いておりますけれども、また、介護保険料現年分の収納率は増加となっておりますけれども、この分析についてはどうか伺います。

○介護保険課長　こちらは、長井委員おっしゃるとおり、被保険者数は微減という状態でございましたが、収納率は増加をさせていただいています。

要因といたしましては、令和７年度から預貯金の照会については電子照会という形で、これまで紙で行っていたものから電子に切替えをさせていただきました。

その結果、前年度９，９００件程度の照会件数から、令和７年度については２万５，０００件を超える調査件数まで増加をしたというところを寄与しまして、収納率の伸びにつながったというふうに認識をしております。

○長井まさのり委員　分かりました。

財産調査の電子照会とともに、この初期滞納者へのアプローチもあったのかなと思いますけれども、その辺の状況は分かりますか。

○介護保険課長　初期滞納者へのアプローチについては、これまでも実施をさせていただいていまして、なるべく滞納が始まった段階から、こちらから督促、それから催告、また、それ以外の電話での催告ですとか、お手紙での催告、そういったものを通じて、なるべく滞納を長期化させないような取組というのを進めております。

○長井まさのり委員　分かりました。

電子照会とともに、初期滞納者のアプローチも幅広く網を張っていただいて、早期に手を打っていくことが重要なのかなとは思います。この保険給付費も増となっていますけれども、その主な要因についても伺います。

○介護保険課長　こちらでございますけれども、特別養護老人ホームが２か所、令和７年度にハピネスもときですとか、花畑にも開設をさせていただいております。そういった特養の施設の伸びというところが高齢者の利用者数の伸びというものに相まって増加したというふうに認識をしております。

○長井まさのり委員　分かりました。

特養も現在３３か所ぐらいになるのですか。その特養の開設以外では、この要因というのはどういったことが考えられるのでしょうか。

○介護保険課長　足立区の中では、今、在宅で生活をされたいという方が実態調査の結果からも増えておりまして、そういった方々が使う在宅のサービス、例えば訪問看護ですとか、医療のサービスも組み合わせて在宅で長く暮らしていくというところのサービスの需要が増えているというふうに認識をしております。

○長井まさのり委員　分かりました。

特養の開設とともに介護と医療の伸びが影響しているのかなと思います。

この令和８年度の特養の開設計画、また、今後の整備方針ということについてはいかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長　令和７年度末に開設された特養に関しましては、その３年ぐらい前の期間に公募をしてというところから始まっています。整備方針の中では、令和６年度、それから令和８年度にまた新たに公募する予定でおりましたが、ユ

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

ニット型の空所ですとか、人材の確保の問題等もありまして、その公募につきましては凍結ということで実施はしておりません。ですので、今、第１０期に建設する予定の特養はないという状況になっております。

○長井まさのり委員　分かりました。

ユニット型であったりとか、人材の確保ということでございますけれども、そうしたこととともに、この待機者をしっかり減らしていくということもまた重点をおいていただきたいなと思います。

現在の待機者はどのぐらいいるのか。また、今後減らしていく目標など、今、整備方針は凍結ということでありますけれども、そうしたことで大丈夫なのか、伺います。

○高齢者施策推進室長　９月３０日時点で、待機者１，６１４人おります。待機者を減らしていく取組としましては、まず入所の審査会、それを年５回だったものを今毎月やっております。こうしたことでも、以前は２，０００人いた待機者が減ってきているという状況にはなっております。また、待機している方の中には、その施設の医療的対応、そこに合わないようなもう少し医療が高い方がいらしたりということで、この７月から相談やっていますけれども、そういった方々を専門の相談員から直接こちらからお声掛けをして状況を伺って、その方に合う施設、希望先をつなぐというようなこともやっております。

また、その施設相談で、本当に皆さん一般的には、何か高齢者になったら特養という思いがあるのですけれども、８つの高齢者施設ございますので、その方に合った状況の施設を選んでいただくというようなことでも、待機者対応策としてやっております。

これからも相談事業を含めまして、もろもろやっていきますので、待機者につきましては、目標というところがちょっと定まっていないところではありますけれども、減らしていくような形で対策していきます。

○福祉部長　若干補足させていただきます。

整備方針につきましては、昨日、決算特別委員会の中でも区長から答弁があったかと思うのですけれども、新しい整備方針というものを私どもで検討中です。従前長いスパンでの１０年単位ぐらいでの整備というような形でやっていたのですけれども、なかなかそれでは機を逸する部分もあるし、供給過剰なってしまう場合もあるので、もう少し期間を短くしたような考え方の整備方針というのを今詰めているところでございます。

詳細を詰めた上で、また議会にも御報告させていただきたいと思っております。

○長井まさのり委員　分かりました。

真に待機をしている方であったりとか、また優先的に入所が必要な方、そうした方々をしっかり精査して、把握していただいて、今回の決算特別委員会の中で、我が党の石毛委員からも質疑がございましたけれども、しっかりまたそうしたことも把握していただきたい、整備方針に生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、７月から開始した高齢者施設入所相談員の状況、相談内容も含めて、７月、８月、あと９月と、もし分かれば件数なども教えていただきたい。内容についてもお願いいたします。

○高齢者施策推進室長　相談の件数ですけれども、９月末までで１８３件ということで、７月が五十数件、８月が７１件という形になっております。また盛り返してきたような形です。

相談の内容につきましては、御自身が単身で過ごしているのだけれども、もう年齢も年齢なので施設に入った方がいいのかというような方からの相談がありまして、そちらについては、現在の御様子を伺って、まだ在宅での生活で十分大丈夫ですよということでお話すると、安心して過ごされた。また、医療の状態が非常に高い方が中にいら

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

っしゃいまして、やはり特養ということ１本でお話があったのですけれども、介護医療院等のところにお話するですとか、あと相談員だけでは対応できない場合は、病院や施設、ケアマネジャー等ともいろいろ連携しながら、その方の御相談に乗っているというような状況になっております。

○長井まさのり委員　分かりました。

１８３件ということで、相談内容も多岐にわたるかと思います。また、相談方法は、対面か電話での相談かと思いますけれども、聴覚に障がいがある方、また単身でお住まいの方も中にいらっしゃるかと思いますので、しっかりその点は、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、これまで９期から１０期に向けて、介護保険料の基準額の抑制に向け、様々取り組んできたかと思いますけれども、振り返ってどのように取り組んで、その効果についてはどうか。まず介護保険課、そしてまた、高齢者はつらつ支援課ではどうか伺います。

○介護保険課長　介護保険の分野で申しますと、やはり先ほども御報告させていただいた収納率、こちらが高ければ高いほど皆様の保険料の負担というのが減るような形となっておりますので、そういったところを、これまでもそうですけれども引き続き強化、推進をしているというところでございます。

○高齢者はつらつ支援課長　介護予防の分野では、当然高齢者が要介護状態になることを防ぐというところで介護給付費の抑制に資するというふうに考えております。

区では、介護予防チェックリスト等で、早期発見というところを努めてまいりましたし、各種介護予防教室やっております。また、特に、昨年度から始めました「あだち脳活ラボ」こちらは、登録者数も順調に増えておりまして、この介護予防に関する様々なデータを集められるというところで、今現在この介護の予防の効果の分析に取りかかっているところでございます。今年中に分析を終わらせて、終わりましたら議会にも報告させていただきたいと考えております。

○長井まさのり委員　分かりました。今、「あだち脳活ラボ」とありましたけれども、登録者数は今どのぐらいで、あと目標としている数字、また、そうしたこのデータをしっかり★★して、今後分析そしてまたしっかり検証に生かしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　登録者数は、６５歳以上の方の登録者数が３月時点で５，０００人余、今現在は６，０００人を超えております。今年度の目標は７，０００人を目指してやっているところです。

こちらの分析なのですけれども、「あだち脳活ラボ」の利用状況と、あと、ほかの健診結果ですとか介護認定のデータ、こちらを組み合わせて分析を行いまして、どのような効果が出ているかというところを検証している最中でございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

分析そして検証して、しっかりまた報告もしていただきたいと思います。

また、基金の取崩しについて、たしか９期のときは３０億円の取崩しがあったかと思いますけれども、１０期に向けてはどうなのか、伺います。

○介護保険課長　これまでも計画策定時におきましては、保険料の負担をなるべく少なくとさせていただくために、基金の取崩しをさせていただいております。９期は、長井委員おっしゃるとおり、３０億円という基金を取崩しさせていただいたところですが、１０期につきましても、現在、９月の補正予算はお認めいただいた段階で、約今２０億円となっておりますけども、その辺りについては、保険料抑制のために活用させていただきたいというふうに考えております。

○長井まさのり委員　今２０億円とありましたけれども、今後介護保険料の収納率を先ほどあったよ

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うに、初期対応のアプローチをしていただきながら更に上げていくとともに、国においても１０期に向けた法改正などもあるかと思います。これまで公聴会を６回開催して、区民からはどのような声があったのか伺います。

○介護保険課長　やはり区民の方に一番関心が高いのは保険料に関する部分でございまして、例えば、パブリックコメントなども同じなのですけれども、７割、８割方の方が保険料が高いというところを何とか安くしてほしいというようなお声というのをいただいています。それ以外にも、利用のサービスの負担ですとか、あとは人材の確保、サービスの確保の部分ですとか、事業者の方の目線からのような視点ですとか、利用される御家族の目線からの様々な御意見というのをいただいております。

○長井まさのり委員　分かりました。

９期の計画においては、介護予防に力を尽くしていくということで１０円値下げしたかと思います。その上で、この１０期の保険料の基準額案で提示がありましたとおりに、７，２３０円から７，７００円とのことでありますけれども、先ほどあった基金の取崩し２０億円を踏まえて、区の認識はどうなのか、伺います。

○介護保険課長　今回お示しをさせていただいた中間報告案でございますけれども、あくまで現時点における状況ということでお示しをさせていただいたものでございます。また、今後につきましては、こういった直近の介護サービス費の給付費の推移、例えば、今般ですと令和８年６月に報酬改定が臨時でございましたけれども、そういった部分の伸びですとか、あとは、それ以外のサービス全体の伸び、そういったものをもちろん勘案する必要があると思いますし、一方で、先ほど長井委員から御指摘いただいたような保険料の収納率の部分ですとか、あとは介護予防の部分、また基金の取崩し等も含めて、その辺りもなるべく区としては、利用者の方の負担が減らせるような部分というのを考えながらも、この介護保険制度が持続可能で維持できるような形となるように、全体の計画については、そういったところも踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

○長井まさのり委員　分かりました。

今後パブリックコメントも予定をしておりますけれども、今物価高騰の中、この７，７００円となれば９期と比較して、一気に１，０００円近く上がることになります。これはもう大変な死活問題になりますけれども、区民からの御意見をよく聞いていただいて、また事業者の処遇改善とともに、また利用者とのバランスも非常に重要であるかと思いますので、双方の立場に立った本計画の策定を要望いたしますけれども、最後に、高齢者施策推進室長いかがでございますか。

○高齢者施策推進室長　今、長井委員からお話がありましたように、やはり７，７００円というのはかなりの高額だなというふうに私も感じております。介護予防等にも努め、力を入れてまいりますし、少しでも区民の方の御負担が少なくなるよう、努めていきたいと考えております。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

○横田ゆう委員　今回第１０期の介護保険計画中間報告案が発表されましたが、この中で、次回の保険料の値上げ幅が７，２３０円から７，７００円と、４２０円から最大で９５０円の値上げということで大変驚きました。周りの方にもちょっと御意見伺いましたけれども、これは、もう本当に耐え難いということを言っておられました。あらゆる方策を取って、値上げは最小限に抑える努力をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長　横田委員おっしゃるとおり、我々としても値上げをさせていただく前提の計画というふうには考えておりませんけれども、少なくともこの介護保険制度が持続できるような形では考えております。その中で、最大限区民の方の御負

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

担を少なくできるように努力してまいります。

○横田ゆう委員　昨日まで行われていました予算特別委員会で、我が党は、介護保険特別会計の中に、一般介護予防事業として、一般の方も参加できる「パークで筋トレ」ですとか、「ウォーキング教室」、総合型地域クラブ介護予防事業、住区センター介護予防事業が入っていることを指摘しました。区の回答、答弁は、もともとはスポーツ振興課でやっていた事業ということで、高齢者の方にも御活用ということで一緒に連携していると言っておりました。

　この介護保険会計に入れるか、入れないか、どうするかは仕切り直しを検討させていただくと答弁がありましたが、この点ではどうなりましたでしょうか。

○介護保険課長　横田委員御指摘のとおり、決算特別委員会の中で、はたの区議から御質問ございましたけれども、その中で、この「パークで筋トレ」等の一般介護予防事業の中で、高齢者以外の方が利用されているというところを御指摘いただきました。その辺り予算の部分については、仕切り直しをさせていただくということで御答弁させていただいたところですが、これについては、今、内容を精査中ということでございます。

○横田ゆう委員　そして、もう１つですが、介護保険会計の中に入っている問題として、「ぱく増し」事業の普及啓発の施策に係るのぼり、お弁当に貼るシールの作成やリーフレットの作成も介護保険特別会計から支出されていることも指摘しましたが、これも一般会計からの支出で賄えるものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　「ぱく増し」の事業の特に啓発の部分についての予算書上の記載についての御質問かと思います。

　「ぱく増し」事業については、高齢者のフレイル予防というところで、フレイルに資する介護の給付のところにも介護予防に資するというところで「ぱく増し」の事業をやっております。フレイル予防というところでやっていますので、そちらの部分については、介護保険特別会計で計上させていただいているものでございます。

○高齢者施策推進室長　若干の補足ですが、「ぱく増し」というのは、栄養施策というだけではなくて、高齢者の方、運動するだけではなくて、やはりたんぱく質を取って筋肉を維持する、そのことがフレイル予防につながっていくということで、介護予防事業で実施しております。

○横田ゆう委員　高齢者にとっては、運動とたんぱく質を取るという重要な介護予防になるということは理解をしております。しかし区の独自の政策の中にも高齢者施策という部類があります。その中で、やはり区が自ら高齢者施策に資する政策を打つということで、介護保険会計から入れるという考え方については、やはり検討する必要があると思います。

　高齢者の生活を支える対策として、区としての事業として充実を図るということができるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長　介護保険の特別会計の考え方といたしましては、やはり社会保険方式の部分がございまして、利用される方が御負担をいただくというような考え方がまず根本にございます。そういった中では、介護サービスはじめ一般介護予防もそうですけれども、高齢者の方の介護、若しくは介護予防などに係る部分については、基本的には介護保険特別会計の中で実施をすべきものというふうに考えております。

○横田ゆう委員　ほかの施策でも高齢者福祉対策の事業というのはたくさんあるわけです。介護保険以外の様々な補聴器ですとか紙おむつですとか、そういうものも一般会計でやっております。必ずしも介護保険特別会計でなくてもできる事業を介護保険特別会計に入れていくことで、この保険料が値上げされる、保険料に反映されていくという

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ことになりますので、先ほどもおっしゃっておりましたけれども、介護保険料は、なるべく抑えたいという区の御意見をお伺いしましたので、一般会計に移していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○介護保険課長　先ほどの答弁と同じようになってしまいますけれども、あくまで高齢者の介護若しくは介護予防などに資する事業につきましては、介護保険特別会計で実施すべきものというふうな認識をしておりますので、一般会計で実施をするというような形というのは考えておりません。

○横田ゆう委員　やはりそこの仕分はしっかりと考えてほしいと思います。第９期においては、様々な介護保険料の精査をした結果、月１０円の値下げということで、１０万人以上の方が１０円から１１０円の値下げとなった結果になりました。ですから、今回の１０期においても、十分こういう精査を重ねて、また先ほども報告ありましたけれども、パブリックコメント、それから公聴会などの意見も聞いて、しっかりと精査をしていただきたいというふうに思います。意見です。

○白石正輝委員長　どなたか答弁あるのかな。

岡田委員。

○岡田将和委員　第１０期介護保険事業計画策定に伴う中間報告という中で、長井委員とそれから今高齢者施策推進室長、また、福祉部長の話の中でありました特別養護老人ホームの整備凍結の件で、私なりに考えていることがありますので、質問したいと思います。

特別養護老人ホーム、今凍結ということだと思います。今、特養を１つ施設造るのに土地というのは大体何坪ぐらい必要ですか。

○高齢者施策推進室長　かなり広い土地なのですけれども、すみません、今ちょっと数字持ち合わせてないので、後ほどお知らせいたします。

○岡田将和委員　私、特養の施設整備の際、調べたことがあるのですけれども、大体足立区の中で７００坪から１，０００坪ぐらいの敷地で特養が整備されていると思います。大体４階建てとか５階建ての特養を建てられる場所は７００坪ぐらいなのですけれども、３階建てぐらいだと大体１，０００坪ぐらいの敷地です。

何が言いたいかというと、今私が住んでいる綾瀬では、空いている空き地とかコインパーキング用地、駐車場用地がどんどん今集合住宅建ってしまうのですね。もう駐車場がもうないぐらい今整備が進んでいます。人口が今７１万人をもう到達してしまうのではないかというぐらい、今足立区の人口が上振れしているという状況だと思います。そう考えたとき区の職員の皆様も足立区詳しいと思うのですが、我々議会もまちを歩いていると、それだけ大きい敷地が今後残っていくのかという課題があります。綾瀬は環状七号線の南なので、環状七号線の北側、先日六町の方とお話したときに、六町駅から歩いていけるマンションが億ションで販売されているそうです。何が言いたいかというと、足立区がどんどん選ばれると足立区の住宅がどんどん高騰して、要は、土地を持っている方々がどういうふうな考えをするかというと、代替わり、お年を召されて大きい敷地を持っていた地主たちが建て売りにして売っちゃおうという話になるのですね。もちろん凍結にするということは分かるのですけれども、何かやろうとしたときに、もう足立区に７００坪、８００坪、９００坪の土地がないということになりかねなのではないかという心配をしているのですけれども、その辺りいかがですか。

○高齢者施策推進室長　確かに、岡田委員おっしゃっていることも私も分かりまして、近所のところでも広大なところがあって、ここ特養の広さにちょうどいいかななんていうふうに思うときもあります。そういったところにやはりマンションが建ったりとかというのも身近でも感じております。ただ、そうは言っても現状を見ると、やはり特養

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を建てて、令和７年度末に建てた特養の施設長の方からもよくお話を伺うのですが、なかなか人が集まらない、これは従事する職員です。外国人の職員の方ももちろん来てはいただいておりますけれども、なかなか定着にも結びつかないところもある。それから、ユニット型の空所については、今区でもいろいろ対策を立てておりますが、やはり一時空きがあってしまうような状況がある。そういった状況がある中で、また新たな特養を建てると、言葉悪いですが、人の奪い合いですとか、特養には看護師の方も必要なので、病院等への影響もあるということもありまして、先ほど凍結は分かるというふうにおっしゃっていただきましたので、岡田委員も十分御理解はいただいているものとは思うのですけれども、そういった中で、土地だけ押さえておくかというのもなかなか難しいものなのかなというふうには考えております。

○岡田将和委員　そうですね。今、高齢者施策推進室長がおっしゃったように、なかなか多床室が欲しいのだけれども、ユニット型も含めて整備しないと東京都の補助金も出ないということから、新しく開設したときに、今１，６００人の待機の方がいらっしゃいますけれども、本当に求めている多床室を造りたいのだというお話はずっと聞いていますので、理解はします。そのハード面を整備するに当たって、例えば新規で特養を造る場合は補助金の要件があるので、ユニットも造らなければいけない。例えばですけれども、古くなってきた特養を改修したときに、なるべくその多床室をユニットから転換するみたいな政策というのは進められないものでしょうか。

○高齢者施策推進室長　今、一部の法人からそのような御相談もいただいておりまして、実は、東京都にも今いろいろ確認している最中です。そうしたときに、補助金が出してもらえるのかどうかも含めて今確認しておりますので、またそういった点については、御報告させていただければと思います。

○岡田将和委員　是非ソフト対策進めていただいていますけれども、柔軟にリニューアルのときに多床室を増やせるかということも是非御検討いただきたいと思うのです。

その中で、先日私も特別養護老人ホームの中に地域交流スペースがある特養に伺わせていただきました。ここは、地域に開かれたスペース、月２回、土曜日に健康マージャンを開催していただいております。これは、そのエリアの地域包括支援センターの方が地域の方がやってみたいというふうに思っていた健康マージャン教室を今やっているのを見てきました。

すごく面白いなと思ったのは、地域の方々御高齢の方が３０人ぐらいお越しになられて、そこに地域包括支援センターの方も来ていただいていましたし、社会福祉協議会の方もお見えになっておりました。

地域包括支援センターの方から聞いたのは、地域の方々を見守る機能にもなっておりますし、施設の方が車椅子で一緒に健康マージャンに参加をして、もちろん健康ですからたばこは吸わないです。こういう手を動かして、皆さんで親しんでいらっしゃる。面会に来ていた御家族の方も、ただ面会に来ると暇なので一緒に麻雀を打っていました。そういうスペースを設けてやられているのですね。

ですから、例えばですけれども、足立区内に特別養護老人ホームが３３ありますけれども、そういった機能をより活発化させることもすごくいい施策なのではないかなと思うのですが、その点について、お考え聞いてもよろしいですか。

○高齢者施策推進室長　特養には、今、岡田委員からお話ありました地域交流スペースというものは作られておりまして、地域包括支援センター等が地域の方をお呼びして催物をやるですとか、あとは、地域の方々の少し打合せの場になったりとい

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うことで開放してやっているのは、どこの特養でもあります。

この健康マージャンというのが確かにマージャンは手も使うし頭も使うし、かなり高齢者の方にもいいというふうにも伺っていますので、好事例は横展開して、ほかの特養にも広げていきたいというふうに考えております。

○岡田将和委員　そういった取組が、ひいては高齢者の皆様の健康につながって、皆様が元気に暮らせることが介護保険料の負担低減につながると思いますし、そういったソフト面も併せて、特養の在り方というものをしっかりと反映していただきたいなと思いましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

○野沢てつや委員　先ほど、いろいろな委員の方からお話があるとおり、介護保険料第１０期計画案ということで値上げが想定されているということなのですが、一方で、特別養護老人ホーム、待ちの方が多くいらっしゃるということで、なかなか難しい課題だなと思います。

ところで、特別養護老人ホームなのですけれども、要介護５相当の方が入所した場合、１人当たり年間介護給付費というのは幾らぐらい掛かるのでしょうか。

○介護保険課長　特養によっても利用料等々違いますので、一概にはなかなか申し上げにくいのですが、また、所得等によっても御負担の金額変わってくるところはございます。仮に要介護５の方であれば、方法、介護サービスの基準の限度額を使われているという想定で考えますと、やはり年間一月当たり２０万円程度は掛かるという方が標準的かと思いますので、そうすると２４０万円ぐらい掛かる方というのがいらっしゃるかなというふうには考えております。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

そうなのですよね。１人当たり２４０万円掛かってしまうということで、要介護３とか４とか５の方もいらっしゃいますので概算になってしまうのですけれども、１００人入れる特別養護老人ホームが１軒できるともう２億円とか、そういった金額が掛かってしまうわけなのですね。

ですので、介護保険料上げ幅を抑制したい、ただ、特別養護老人ホームを整備もしなくてはいけないと、なかなか相反するものがあるのかなと思っております。

先ほど特別養護老人ホームの待ち、長井委員から御質問がありましたけれども、１，６００人ぐらいあるというお話だったのですが、これは、区内在住の方というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。区内在住の方が１，６００人いう認識でよろしいのでしょうか。

○高齢者施策推進室長　区内在住の方です。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

あともう１つお伺いしたいのは、介護保険３施設のうちの老人保健施設なのですけれども、こちらの待ち状況等というのはどれぐらい把握されていますでしょうか。

○介護保険課長　介護老人保健施設については、区内１４か所ほどございますけれども、今のところ介護老人保健施設になかなか入れないという、恐らく状態によって入れる、入られないというのは、受入れできる、できないも含めてあろうかと思うのですが、特別養護老人ホームに比べますと、待機をしているというお話は伺ってはいないという状態でございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

そう考えますと、介護老人保健施設と特別養護老人ホームの使い分け的な考え方は、どのように区としては把握されていますでしょうか。

○介護保険課長　介護老人保健施設につきましては通過型の施設という形になります。あくまでそこにずっと暮らしていくという場所ではなくて、どちらかというと短期的な利用ということで、医療的なサービスが必要な高齢者の方が利用されてい

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るというふうに認識をしております。

特別養護老人ホームにつきましては、ついの住みかではございませんけれども、そこにお住まいになられるという前提でサービスを利用していただきますので、そのような形で分けているというふうな認識をしております。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

介護老人保健施設、入所期間があるというのはもう十分把握しているのですけれども、実際平均入所期間どれぐらいになりますでしょうか。

○介護保険課長　詳しい数字は今ちょっと持ち合わせていないのですが、基本的には３か月程度ぐらいかというふうには感じております。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

３か月という数字が私の担当したときと認識が違うのですけれども、正直言うと２年とかいらっしゃる方も★★にいました。

先ほど岡田委員からの質問からもありましたとおり、特別養護老人ホーム凍結するとか、しないとか、そういったいろいろな区の施策があるのかというのはあるのですけれども、やはり介護老人保健施設とか、他の施設も相談案内のときに適性に応じて案内して、より柔軟な対応をして、介護給付費を抑制するような方向性も考えてもいいのかなという気もするのですけれども、その点に関する見解はいかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長　そのためにも是非高齢者施設入所相談員の方に御相談いただければ、やはり先ほども申し上げましたが、高齢者の施設というと、皆さん特養を真っ先に思い浮かぶのですが、その方の状況によっては、今、野沢委員からお話のあった介護老人保健施設、老健の方で適切だという方もいらっしゃいますので、まずは、施設と思った方は御相談をしていただきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

実際のところなのですけれども、正直、介護老人保健施設と特別養護老人ホーム、入所者の方にとっては、どちらがいい、悪いというのはそんなにないのですよね。ですので、高齢者施策推進室長のおっしゃったとおり、やはり相談窓口できちんと御説明して周知していく必要があると思いますので、できればそこら辺詳しく周知していただけるようお願いします。これは要望です。

以上です。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　継続でお願いします。

○長井まさのり委員　まだまだ議論が必要かと思いますので継続でお願いします。

○横田ゆう委員　採択を求めます。

○野沢てつや委員　継続でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、本人陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、（２）５受理番号９　カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願を議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化はございますか。

○保健予防課長　特に変化はございません。

○白石正輝委員長　それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　継続でお願いします。

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

○長井まさのり委員　継続でお願いします。

○横田ゆう委員　目の異常の発見は早ければ早いほどよいということが分かっています。それで３歳のときに発見されなくても、学校の入学前に発見されれば治療に間に合うということになると思います。

前回の質疑で、令和１０年度に向けて、５歳児の健診の検討段階に入っているとありましたが、検討段階ということでは、やはりオートレフラクトメーターも検討していただけるとよいと思います。採択を求めます。

○野沢てつや委員　継続でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、本請願につきまして、採決をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、（３）５受理番号４９　別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

執行機関、何か変化はございますか。

○親子支援課長　特に変化はございません。

○白石正輝委員長　それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　４月から始まっておりますので、引き続き動向を見たいと思います。継続でお願いします。

○長井まさのり委員　今後も様々な状況の立場の方々に寄り添い、丁寧な相談体制と情報発信、周知に努めていただきたいと思います。継続でお願いします。

○横田ゆう委員　公的支援、相談体制の充実は重要だと思いますので、採択を求めます。

○野沢てつや委員　採択でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、本陳情につきまして、採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、（４）５受理番号５３　パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願を単独議題といたします。

執行機関、何か変化はございますか。

○感染症対策課長　特に変化ございません。

○白石正輝委員長　それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　まず、請願者の皆様が区民・国民の命と健康、自由と人権、そして国家主権に深い関心をお寄せになり、情報開示と丁寧な周知を求めておられることに、その思いは重く受け止めております。

透明性や分かりやすい説明が重要であること自体に異論はございません。しかし、自治体である足立区の所管を超える事項について、意見書を提出しても実効性は乏しいと言わざるを得ない、その考えから、本請願は不採択すべきと主張します。

○長井まさのり委員　この請願の趣旨で、１については記載があるとおり、ＷＨＯをはじめ外務省、厚生労働省のホームページで公表し、情報提供され、国民への周知に努めているかと思います。引き続き透明性で分かりやすい周知は大変重要かと思います。

２については、国会議員が国会の場で、国際保

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

健規則の改正及びパンデミック協定について、これまで厚生労働委員会、また、外交防衛委員会で議論を重ねております。また、国は、厚生労働省や外務省のホームページで国際保健規則及びパンデミック協定の原文、仮訳を公表し、ホームページを通して、首長や有識者を含む国民が国に意見を提出できる体制、国民の皆様の声やまた国民の皆様の意見として既に行っている状況がございます。

また、３についても、ＷＨＯが推奨事項を作成して、その実施を支援する際には、締結国の主権の尊重を確実に考慮する旨が記載をされております。また、厚生労働省のホームページにおいても、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものと記載されております。

今後においても、人権を尊重し、区民にとって必要な正しい情報を適時発信していただきたいと思います。よって、不採択といたします。

○横田ゆう委員　継続でお願いします。

○野沢てつや委員　継続でお願いします。

○白石正輝委員長　それでは、本請願につきまして、採決をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手少数でございます。よって、直ちに採決をいたします。

本請願は、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手少数でございます。よって、不採択と決定をいたしたいと思います。

次に、（５）受理番号８　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情、並びに、（６）受理番号９　薬害級の健康被害を出している新型コロナワクチンの副反応の適切な情報収集のため、副反応疑い報告制度の更なる周知を求める陳情、以上２件を一括議題といたします。

執行機関の説明をお願いいたします。

○保健予防課長　特にはございません。

○白石正輝委員長　それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員　端的に確認させていただきたいと思います。

今年も１０月からコロナウイルスワクチンの接種が開始となりました。確認ですが、予診票の発送はいつから開始したのか。対象者約１７万人発送かと思いますけれども、最近の感染者数、また状況はどうか伺います。

○保健予防課長　受診券につきましては９月１１日発送いたしました。

○感染症対策課長　直近４０週の新型コロナウイルスの感染者届出数に関しては、１定点医療機関あたりになりますが、１．７０件という形になっております。

○長井まさのり委員　分かりました。

また近年の接種率はどうか、他区と比較するとどうか、併せて伺います。

○保健予防課長　昨年度は３４．５％の接種率でございました。これは、２３区内でトップでございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

２３区でトップということでございます。このワクチン接種を委託している医師会との連絡調整の状況についてはいかがでしょうか。

○保健予防課長　毎月１回月末ですけれども、医師会との感染症対策の委員会を開いてございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

毎月１回ということで、綿密な連携が非常に重要かと思います。

仮にこの副反応が発生した場合、ワクチンを接種した医療機関を通じて報告がある場合が多いかと思います。このワクチン接種者や保護者、また

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

家族からも区に直接報告することも可能であると思いますけれども、この予診票に同封する案内書、この９月１１日から発送ということでありますけれども、そのことを記載すると聞いていましたけれども、状況についてはいかがでしょうか。

○保健予防課長　同封するお知らせの中に「予防接種の副反応」という項目がございます。その中で、被接種者本人とか保護者の方も、予防接種に関して副反応を区へ報告することができるという文言を追加して発送してございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

私もこの書類を拝見させていただきましたけれども、この副反応の疑いについての報告というのは、これまでいかがでしょうか。

○保健予防課長　これは、コロナのワクチン接種が始まってからの累計になりますけれども、１７０件ほどございました。

○長井まさのり委員　分かりました。

これは、恐らくこの医療機関、それから厚生労働省を通じて、足立区に報告があったのかと思います。確認ですけれども、いかがですか。

○保健予防課長　長井委員発言のとおりでございます。

○長井まさのり委員　この予診表に同封したこの先ほどの書類にも記載がありますけれども、区への報告については現状どうなのでしょうか。

○保健予防課長　区に直接というのは今のところございません。

○長井まさのり委員　この予診票に同封した案内書にも記載がされていますので、これからもしかしたら増えてくる場合もあるのかなと思います。３割を超える方々が接種している状況でもありますので、今後とも丁寧に進めていただくことを要望いたします。

以上です。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、本陳情につきまして、採決をいたします。

採決は、１件ずつ行いますので……一緒にやりますか。

○区議会事務局長　まず御意見聞いて。

○白石正輝委員長　採決は、２件一緒にやりましょうか、１件ずつやりますか。

○区議会事務局長　意見を聞いて……それから一緒だったら一緒で。

○白石正輝委員長　それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　陳情者が区民の健康を案じるお気持ちは理解いたします。しかし、中止を求める最大の根拠である予防接種健康被害救済制度の認定件数は、ワクチンによる死亡が確認された数ではありません。この制度は、厳密な因果関係の証明を求めず、否定できなければ幅広く救済するという被害者保護を優先した仕組みでございます。国自身も認定を国が因果関係を認めた死亡と受け取るのは誤解だと注意を促してございます。また、接種当日・翌日の死亡を集めた市民調査も比較対象のないデータであり、時間的な近接は因果関係を意味しません。

一方で、ワクチンの重症化予防効果は確認され、専門学会も高齢者等への定期接種を推奨しております。ワクチンの評価と接種方針は、国が専門的知見と監視体制の下で判断すべき事項です。

足立区では、希望する高齢者等が無償で接種を受けられ、救済制度の案内も行われております。中止を求めることは、重症化リスクの高い区民の選択肢を奪い、区が掲げる区民の健康を守る支援にも反します。

以上の理由から、本陳情は不採択をすべきと考えます。

受理番号９につきましても、薬害級という被害の表現が、被害が薬害級であり過少報告で隠され

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ているという前提に立っており、この前提を区民へ足立区が発信するということに少々疑念を持っております。

ですから、本陳情も併せて不採択とさせていただきます。

○長井まさのり委員　レプリコンワクチンは、令和５年１１月に認可をされ、令和６年１０月に接種開始しており、厚生労働省や医師会においても、その有効性、安全性は確認をされております。また、区と医療機関の間で、契約仕様書の中に副反応の報告について記載し、注意喚起を促しております。副反応の疑いも報告をしております。よって、受理番号８・９両方とも不採択といたします。

○横田ゆう委員　受理番号８については継続です。そして、受理番号９については、新型コロナワクチンの被害の救済制度、その周知については、これからも審議する必要があると思いますので、継続を求めます。両方とも継続です。

○野沢てつや委員　執行機関から説明がありましたように、やはりワクチンの効果は一定にあるものだと思われます。ただ一方で、接種率２３区でトップというようなお話がありましたけれども、やはり１回当たり１万６，０００円のワクチン完全無料ということで、そういったことが影響しているのかなと思います。接種率に関しては、完全無料という区の施策に対しては、やや疑問は残るものの、陳情におけるこの接種の効果に関しては、やはり執行機関のおっしゃるとおり、一定的に認められると思います。ですので、両陳情とも不採択でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、本陳情につきまして、採決をさせていただきたいと思います。

採決は、２陳情について行いたいというふうに思います。

本陳情について、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

○横田ゆう委員　これは別々にやってくれないと。

○白石正輝委員長　挙手少数でございますので……。

○区議会事務局長　別々、態度が違うみたいで、別々で。

○白石正輝委員長　２案とも一緒に採決しようと思いましたが、別にしていただきたいという御意見がありますので、別々に採決をいたします。

（５）受理番号８につきまして、継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手少数でございますので、直ちに採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手ゼロでございます。よって、本件は不採択とさせていただきたいと思います。

次に、（６）受理番号９について採決をいたします。

（６）受理番号９については、継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手少数でございます。直ちに採決をいたします。

本陳情は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手少数でございます。よって、不採択と決定をいたします。

続きまして、（７）受理番号１７　東京女子医大附属足立医療センターにおける地域医療機能の検証及び区民への情報公開の充実を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化ございますか。

○衛生管理課長　この１０月に足立医療センターの運営及び地域連携協議会が予定されております。そちらで前回委員会での御要望等もお伝えした上

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で、協議会の結果とともに、支障のない範囲で御報告できるよう先方と調整しておりますので、まとまり次第、本委員会に御報告させていただきます。

以上です。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○横田ゆう委員　前回の委員会で、女子医大の救急医療、周産期医療、がん診療、それから地域医療の実績についての情報公開、そして、病床利用状況、救急搬送状況、地域への貢献度が確認できる仕組みについてホームページに公表していくという答弁がありました。

今、先ほども協議会の今月開かれるということで、内容は公表するということで報告がありましたが、こういう前提で進めていくということでよろしかったでしょうか。確認です。

○衛生管理課長　今、横田委員から御発言ありました内容、女子医大附属足立医療センター側とも確認をさせていただきまして、支障のない範囲ではございますが、協議会終わり次第、でき次第ホームページ等にも公表できるように努めてまいりたいと考えております。

○岡田将和委員　前回の厚生委員会が８月１９日、そして、その際にも話が出たのですけれども、８月２１日に中学生向け「東京女子医科大学附属足立医療センター探検ツアー」を挙行されたというふうに伺っております。その女子医大探検ツアーに来られた様子ですとか、どういった反応があったという報告資料というのは、これから上がってくるという認識でよろしいでしょうか。

○衛生管理課長　その報告につきましては、今回の厚生委員会の情報連絡の資料として報告させていただいているところでございます。

○岡田将和委員　情報連絡で載せていただいているということですが、やはりそういう地域に開かれた探検ツアーをやっていただくというのは非常にいいことだと思いますので、報告事項ではなくて、情報連絡だったのは何か理由があるのですか。

○衛生管理課長　実施結果というところの御報告でしたので、情報連絡とさせていただいたところでございます。

○岡田将和委員　中学生、それから平日の開催ということで、私も是非伺いたいというお話をさせていただいていたのは、やはり足立区中から中学生が自転車で来るのかなとか、それとも日暮里・舎人ライナーの電車で来るのかなと。平日の日中ですから親御さんたちはきっとお仕事をされていることでしょうから、そういう安全管理含めてちょっと気になったのですけれども、特に事故も何もなく、大丈夫だったでしょうか。

○衛生管理課長　岡田委員御心配のところ、中学生も★★、お１人で来られる中学生が半分ぐらいでした。あとは、保護者の方が送ってきていただいて、こちら受付のところで引渡しというか受付済んで参加されるということで、特に事故もなく参加されている状況でございます。

○岡田将和委員　今月協議会もあるということで、また報告お待ちしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　継続でお願いします。

○長井まさのり委員　継続でお願いします。

○横田ゆう委員　採択を求めます。

○野沢てつや委員　本陳情が提出されたことによって、執行機関が非常に前向きに情報開示に取り組んでいるなという感があります。本当に願意が満たされているというところもありますので、引き続き地域医療の検証及び区民への情報開示充実、求めたいと思いますので、採択でお願いいたします。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長　それでは、本陳情につきまして、採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○白石正輝委員長　挙手多数でございます。さよう決定をいたします。

それでは次に、（８）受理番号２１　中軽度知的障がい者の医療費負担軽減を早急に実施するよう、東京都に意見書提出することを求める陳情を単独議題といたします。

新規付託ですので、執行機関の説明を求めます。

○福祉部長　それでは、厚生委員会陳情説明資料福祉部の２ページをお開き願います。

件名は記載のとおりでございます。

陳情の要旨としましては、愛の手帳３度と４度の知的障がいの方の医療費負担軽減を早急に図るよう、東京都に意見書を提出していただきたいという内容でございます。

現行制度でございますが、障がい者の方々の医療費軽減制度として、東京都心身障害者医療費助成制度いわゆるマル障がございます。このマル障の対象は、身体障がいであれば手帳の１・２級の方、知的障がいであれば愛の手帳１・２度の方、精神障がいであれば精神障害者福祉手帳の１級の方が対象です。

知的障がい者を取り巻く方の状況でございますが、まず経済的な状況といたしましては、知的障がい者の方御本人の年間収入額が２００万円未満の方というのは、全体の７５．８％いらっしゃるということで、他の障がい、身体や精神に比べても比較的多い割合となっているということ。また、その方を介護している方の主な年齢については、平成３０年の調査のときより１１．７％、今８４％ということになったということで、若干高齢化が進んでいるということが分かります。

また、区における愛の手帳の所持者の状況でございますが、愛の手帳１・２度の方は今年の４月１日時点で１，６１６名、３・４度の方は４，９９２名いらっしゃいまして、仮に、３・４度の方が対象になったということになった場合、正式推計ですがおよそ２，４００人程度が対象として含まれるだろうというふうに推測しております。

４番は、この件に関して、主な区の業務を記載させていただきました。

５番として、東京都及びほかの自治体の動向でございますが、まず東京都の状況として、東京都にも愛の手帳３度・４度の方をマル障の対象に加えてもらいたいという要望は、東京都に出されているということ。また、東京都の都議会において、愛の手帳３度・４度の知的障がいの方の医療費負担軽減を求める陳情が今出されております。継続審査となっているということでございます。

また、他区の自治体の状況でございますが、杉並区において、単独で愛の手帳３度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方を対象とした医療費助成を実施しているということ。また、中央区においては、令和６年１２月に本陳情と同様のものが議員提出議案として提出され、原案可決されたということが分かっております。

私からは以上です。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員　この愛の手帳１度・２度の所持者の方は１，６１６人で、このうちマル障受給者証交付者数は７６５人、１８歳以上の方であるかと思いますけれども、この残り８５１人の内訳について伺います。

○障がい福祉課長　概算になってしまいますが、まず、マル乳・マル子等の他の制度が優先されるというものが約５割近く、また、生活保護受給が約１割、施設入所等、所得超過による対象外というのは約１割ということで、おおむねそれで７割。その他の事由ですが、転出・死亡の喪失であると

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

か、またデータ上不明で探せないというようなものがその他に含まれているような状況でございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、愛の手帳３度・４度の方は４，９９２人で、割合を基に推計した場合、助成対象者の人数は２，４００人程度とありますけれども、この割合を基に推計した場合の内容をちょっと説明してくださいますか。

○障がい福祉課長　こちらの推計したものについては、今の１・２度の人の対象の割合から推計しておりますので、こちらについては、あくまでも３・４度の方の今のマル障の対象者数から同じ割合にした場合についての見込み数ということで算出しているものですので、こちらが実質的には対象になるかどうかというのは、ちょっと現実的には分からない状況でございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、都議会の厚生委員会では、対象拡大が必要との意見の一方で、この対象者数や財政負担、現行制度との整合性等について引き続き検討が必要であることから、継続審査となっていると聞いていますけれども、この対象者数や財政負担についてはどうなのか、分かるのか、伺います。

○障がい福祉課長　私も東京都の担当課長に直接連絡をして確認しました。ですが、まず対象者数が判明しないために、そもそもの人数は当然ですが分からない。また、判明しないために試算も行っていないというような状況ということで、御回答をいただいているところでございます。

また、都議会の厚生委員会でも、東京都からそういった影響額の試算的な数値を提供したこともないというふうに確認をしているところでございます。

○長井まさのり委員　分かりました。ありがとうございます。

先ほど杉並区の事例も御報告ありましたけれども、中央区ではマル小の助成対象を愛の手帳３度・４度相当の方を含めた中軽度の障がい者の方にまで拡大するよう、都に働き掛けを求める意見書が議員提出議案として提出されて、原案可決となっておりますけれども、その後の都の対応であったりとか現状について、もし分かる範囲でお願いいたします。

○障がい福祉課長　今、長井委員おっしゃっていただいたとおり、中央区が議員提出議案で東京都に意見書を上げております。また、ほかのちょっと自治体なのですが、都内の小金井市でも、令和６年１２月に上げていることはちょっと確認できました。そういった状況を受けて、東京都としては、当然認識はしておりますが、継続審査という結論は変わっていないというような状況でございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

令和５年度、この障がい者の生活実態調査によると、知的障がい者本人の年間収入額が２００万円未満の割合は７５．８％となっておりますけれども、身体や精神ではどうなのか、伺います。

○障がい福祉課長　まず身体の方については２００万円未満の層が５６．８％、また、精神については７５．５％とほぼ知的に近いような状況でございます。

○長井まさのり委員　そうすると知的の方が２００万円未満の方の割合が高くなっているという現状がございます。

中軽度知的障がい者の医療費負担軽減は重要と考えます。今後も他自治体の動向もしっかり注視していただきたいと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○障がい福祉課長　当然ですが、他の自治体の動向等も今後引き続き調査させていただければと考えているところでございます。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

○横田ゆう委員　現在の愛の手帳１・２度の方の医療費の自己負担は無料から１割となっています。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しかし３・４度の方は３割となっており、通常の負担割合ということで非常に厳しいということになっていることが分かりました。

それで、これは、３・４度の方も医療費の軽減をしてほしいという要望です。この陳情団体の手をつなぐ親の会の方から、東京都心身障害者医療費助成制度の拡充を求める全都連絡会の調査資料というのをいただきました。これは、執行機関の方も見ているのでしょうか。

○障がい福祉課長　そういうのを提出されたというお話は聞いてはおりますが、その中身まではちょっと受領していないような状況でございます。

○横田ゆう委員　この調査を見ると７４．７％の方が３・４度の方で、この方々が３割の医療費の支払に大変な苦労しているという結果が出ています。中重度の知的障がいの方は、障害年金と福祉手当を受けても、工賃は数万円ということです。そうすると年収が１００万円前後の方で、生活費の一部は親が負担しているという事例が掲載されています。足立区でもこのような状況の方が多いと思いますが、どうでしょうか。

○障がい福祉課長　足立区の統計を取ったことはございませんが、東京都の調査では、やはりそういうような１００万円、これで見ると５０万円から１００万円、又は１００万円から１５０万円の層がやはり多いというのは、こちらの東京都の調査の中でも明らかになっておりますので、傾向的には、やはり足立区においてもそうではないかというふうに考えているところでございます。

○横田ゆう委員　更に、親の高齢化の問題があります。アンケートの調査の結果が出ておりますが、本人の収入からではなく、医療費を親や兄弟が負担している、圧倒的に負担をしているということが表されています。親亡き後にも医療費が掛かる、このことが非常に心配だという親御さんの気持ちは当然だと思いますが、どうでしょうか。

○障がい者福祉課長　今回の陳情の趣旨にもございましたように、介護者のやはり年齢層が上がっているというところが調査の中でも明らかになっています。こちらについては、知的の愛の手帳の方については、５０代から７０代の方の介護の支援者が８割を今超えている状況、ここが身体と比べると、こちらの割合がやはり５０代から７０代というのが６８．５％ですので、やはり知的の方が高齢化には切実に感じているのではないかというふうに考えているところでございます。

○横田ゆう委員　やはり障がい者自身も高齢化すれば病気が多くなりますし、親の高齢化も進んでいるということですので、一日も早く東京都に実施してもらうよう、働き掛けるべきだと思います。意見です。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

○野沢てつや委員　基本的なことなのですが、このマル障という制度に関しましては、申請主義ということでよろしいでしょうか。

○障がい福祉課長　都の条例の中で申請していただくような手続になっているところでございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

先ほど都の方では、全体総数が★★できていないというお話がありましたが、やはりこの申請主義に基づくことが要因として考えられますでしょうか。

○障がい福祉課長　やはり申請主義ですので、申請をもらわないとその判定ができないというところで、システム上では、どうしても把握できないというのが出てしまうという状況でございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

足立区としては、対象に該当すると思われる方に対しては、そういった通知文等は送付して勧奨はしていらっしゃいますでしょうか。

○障がい福祉課長　まず、漏れがないように手帳の交付時、こういった機会を捉えて、この手当の御案内をさせていただいております。援護担当の方でチェックリストを用いて、させていただいてい

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るというところが１つ。また、そのほかにも手当の更新時であるとか、資格の喪失時、また生活保護廃止時等のこういった機会を捉えて、案内のほうをさせていただくとともに、例年ですと７月なのですが、「あだち広報」又はホームページ等でその辺の周知をさせていただいているような状況でございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

先ほどの東京都の捕捉が難しいという回答がありましたけれども、やはり全体を漏れなくやはり必要な方に提供するために、そういった積極的な勧奨をお願いいたします。これは要望です。

○岡田将和委員　私からも何点か確認させていただければと思います。

仮に、この制度が始まれば財政負担は東京都ということになると思いますが、区で負担もしなければならないこともあると思います。４番で区で行っている主な業務内容、新規申請の受付、資格確認等ございますが、やはり障がい福祉課であったり、担当部署の人員の増ですとか、そういう区として負担しなければならない予算アップですとか、そういうことというのはございますでしょうか。

○障がい福祉課長　まず区の事務なのですが、今現在、常勤換算で２．５人分ということで今積算をしております。万一、この陳情が可決され、また東京都でそれを実行に移していただけるというふうに仮定した場合なのですが、常勤換算１人分ぐらいの事務量の増はあるのではないかというふうに考えているところでございます。また、これに伴うシステム改修も当然発生してくるというように想定しているところでございます。

○岡田将和委員　今、障がい福祉課長がおっしゃられたシステム改修も気になったところでありますが、システム改修がどれぐらい掛かるという数字はまだ分からないですよね。

○障がい福祉課長　大変申し訳ございません。まだそこまでの見積り等は出していないような状況でございます。

○岡田将和委員　該当者が愛の手帳３度・４度で、おおよそ２，４００人ほどいらっしゃるのではないかということでしたので、やはり区として、どれぐらい人員が増えるのかというところも区として考えなければならない部分だと思いましたので、確認をさせていただきました。

やはり障がいを持たれる親御さんたちも高齢になられて、本当に不安というかそういうお気持ちがあるということは常々拝察しておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　先ほど、るる委員からも確認ございましたが、東京都に対する意見書の提出の件、やはり障がいをお持ちの御家庭の面倒を見られる親御さんたちが高齢になってきて不安ということもあり、また、東京都では様々な課題を今整理している段階ではあると思いますが、足立区からこの意見書を提出することに関する陳情は採択でお願いします。

○長井まさのり委員　中軽度の知的障がい者の医療費負担軽減は大変重要と考えておりますので、意見書提出を求める陳情については採択でお願いいたします。

○横田ゆう委員　愛の手帳３・４度の医療費軽減は、早急に実現するべき課題と思っております。東京都に意見書を提出すべきと思いますので、採択を求めます。

○野沢てつや委員　やはり中軽度と言っても、なかなか通常の方と同じような収入を得ることが本当に難しい状態となっております。一方で、おむつ代等日常的に支出するものは通常の方より非常に多いということで、やはりこれは至急にこういう

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

対策が必要だと思われますので、採択でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

意見書文案につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　それでは、さよう決定させていただきます。

次に、（９）受理番号２２　排せつに課題を抱える障がい者のため、日常生活用具に排せつ予測支援機器を追加認定するよう求める陳情、並びに（１０）受理番号２３　障がい者への日常生活用具の給付種目に、排せつ管理支援用具として排せつ予測支援機器を追加認定し、知的障がい者も給付対象とすることを求める陳情、以上２件を一括議題とさせていただきたいと思います。

新規付託ですので、執行機関の説明を求めます。

○福祉部長　それでは、厚生委員会陳情資料の４ページをお開き願います。

この両陳情でございますが、今、白石委員長から御案内があったとおり類似をしているものでございます。２２番は排せつ予測器具を日常生活用具に追加認定を求める陳情で、２３番はそこに知的障がい者も給付対象に加えてほしいという内容でございますので、説明については、４ページ、５ページのもので御説明させていただきます。

こちら、排せつ予測器具を日常生活用具に追加をしていただきたい内容ですが、まず日常生活用具というものは、こちら国が定める要件に沿うもので、区が決定しているというものでございます。その要件としましては幾つかございますが、障がい者等が安全かつ容易に使用できて実用性が認められるですとか、日常生活上の困難を改善して自立を支援するもの、そして、日常生活品として一般に普及していないというものを認定するものを決定するものでございます。

国は、項番１の（２）のとおり６分類をしておりまして、今回仮に、この排せつ予測支援機器を追加認定する場合は、この（２）のオに関わるものに入ってくるのかなというふうに捉えております。

今回の陳情で要望されているのは、ＤＦｒｅｅ（ディフリー）という機器でございます。５ページの項番２に記載させていただきました。超音波のセンサーを使用して、おなかの辺りにそれを付けて、今臭いがどれぐらいたまっているのかというところを見える化するというような内容の機器でございます。

これによって、御本人が次いつ頃にトイレに行けばよいのかですとか、介護される方が次どれぐらいにトイレ介助すればよいのかというところが分かりやすくなるというようなものでございます。

他区の支給状況につきましては、港区、品川区、板橋区が排せつ予測機器として既に給付をしているところでございまして、基準額としては、いずれの区も９万９，０００円となっているということ。また、他の制度として、介護保険の中では、既に特定福祉用具として、これが購入できるというような形になってございます。

足立区の現状でございます。項番３です。これまでのところ、この排せつ予測用具については、給付の対象としては現時点では含まれておりません。また、区民や関係団体の方から、この用具を追加してほしいという要望はこれまでのところはなかったというような状況でございます。

私どももこの陳情を受けまして、こういったものが臭いを伝えられない方ですとかの有効性があ

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

るだろうというふうには思っております。ですので、製品のどういったものかというところをもう少し深掘りして研究することや、給付の対象者をどうするのかというようなところも含めて、給付をしていくかどうかについては、年内を目途に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員　この排せつに課題を抱えている障がい者の方々にとっては、この尊厳に関わることにもつながってまいります。

このＤＦｒｅｅ（ディフリー）、他区の支給状況、２３区の中で、港区では令和６年から、品川区では令和８年から、板橋区では令和７年からもう既に開始をしていますけれども、２３区でこの３区以外ではいかがでしょうか。

○障がい援護課長　ほかの区ですが、今検討中のところが数区ございまして、それ以外のところ、同じく陳情に上がっているところ、どちらかというと介護者のための器具であるという認定の中、認めていないという区もございます。

○長井まさのり委員　港区では、この本体だけではなく、シート等の消耗品も３，０８０名に給付をしております。私も実物を拝見させていただいて、いろいろなネットでも見させていただいて、いろいろ勉強させていただきましたけれども、この本体の耐用年数は大体どのくらいなのか、伺います。

○障がい援護課長　本体の耐用年数は５年でございます。

○長井まさのり委員　この基準額が９万９，０００円と少し高額でございますけれども、この５年経過すると再支給できるのか、伺います。

○障がい援護課長　５年の耐用年数を超えたら再支給ができる仕組みになっております。

○長井まさのり委員　分かりました。再支給できるということでございます。

この介護保険では、特定福祉用具の排せつ予測支援機器で購入可でございますけれども、常におむつで生活されている方や、例えば寝たきりの方などには、少し適さない状況もあるのかなと思います。実績は、この介護保険の中では若干少ないのかなと思います。確認ですけれども、実績、過去３年間ではどのぐらいあるでしょうか。また、この施設導入の実績であったりとか、状況ももし分かれば伺います。

○介護保険課長　介護保険における排せつ予測支援機器の導入状況でございますけれども、こちら令和５年度から直近までの実績といたしましては、購入は１件のみということでございました。

やはり長井委員おっしゃったように、こちらを使える方というのがトイレで自立をした排尿が困難な方、かつ予測によってトイレで排尿が見込める方という条件がございます。介護の場合どちらかというと寝たきりの方ですとか、そういった方も多くございまして、御自身でトイレに行けないというような常時おむつを使用しているような方というのがこちらの対象にはなっていないというところで、件数が伸びていないというふうには認識をしております。

○長井まさのり委員　そうですね。介護保険制度の中ではそうなのかな。だから、この★★の中という要望が出てきたのかなと思います。

実際に使用された方から話を伺ってきました。トイレに行くタイミングが分かり安心感があったとか、また、失禁を減らすことができたという感想でございました。介護する側からは、おむつを適切なタイミングで交換することができたり、本人の希望に沿って排せつを続けられたことが尊厳の維持につながったというそうしたお声もございました。また、失禁回数であったり、おむつの使用、枚数の減などもそうしたメリットにもつなが

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っていくのかなと思います。

これまで区民や関係団体から、このＤＦｒｅｅ（ディフリー）を日常生活用具に追加してほしいという要望は受けていないという記載がありますけれども、今後のこの調査研究の中で、区民や団体等からしっかり声を聞いていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○障がい援護課長　しっかり声を聞くようにしていきたいと思っております。

○長井まさのり委員　しっかり声を聞いていただきたいと思います。また、紙おむつの支給制度では、日常生活用具の中で、知的障がいが対象外になっているかと思いますけれども、この陳情の要旨にもあります給付対象の範囲で、知的障がい者・児もこのＤＦｒｅｅ（ディフリー）の対象として検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○障がい援護課長　知的障がいの方も、トイレのトレーニングだとかお子さんも含めて、対象になり得る機種とは認識していますので、どういった方が障がいの程度ですとか状態像とか含めて検討していきたいと考えております。

○長井まさのり委員　分かりました。

他自治体もしっかり注視をしていただきながら、現在３区ですけれども、準備を進めている区もあるようにも聞いています。日常生活用具としてスキームも検討し、進めていただきたいことを要望して終わります。

○横田ゆう委員　今、長井委員からもありましたように、非常に有効であるという話を聞きまして、そして、実際に使い始めた方からお話を伺いました。介護者の方がスマホで尿量がどれぐらいたまっているのか確認して、トイレに誘導して座らせると、やはり少し時間がかかったそうですけれども、排せつできたということです。しかし、これが機械本体がやはり９万９，０００円、そのほかの備品を入れると１０万円を超えるということで、誰でも買えるような状況の値段ではないと思いますが、どうでしょうか。

○障がい援護課長　横田委員おっしゃるとおり、やはり個別性の高い機種として、かなり高額なものと認識しております。

○横田ゆう委員　それから介護の方でこの利用が２０２２年から始まった、福祉用具の対象となったということで、実績がまだ１件ということでしたけれども、介護の方では、非常に周知が足りないというです。

それともう１つには、やはりこの障がい者の方の方がむしろこういった機器についてはすごく有効性があるのではないかというふうに感じました。そして、この介護の方で、どういう目的で導入されたのかというと、まずは、介護者の負担の軽減ということで、排せつ処理ですとか、おむつポータブルトイレの頻繁な洗浄の作業の削減。そして２つ目には、利用者の尊厳の維持とＱＯＬの向上ということ、介護者に気兼ねをしなくて、自分のタイミングで排せつできる環境、おむつに頼らない生活を維持しやすくなるということ。それから三つ目には、衛生的な環境、排せつ物が肌につかない、そういう肌トラブルの予防にもなると、こういったことがうたわれて導入されたわけです。

今、まだ周知が足りない状況ではありますが、実際に利用者の家族の負担軽減になるということで導入されています。ですので、やはり障がい者の方がむしろ若いですし、訓練とか、また介護者の方の軽減とかということでは、介護分野よりもむしろ有効に働くかなというふうに思います。これは意見です。

○野沢てつや委員　私ちょっと使いました。これですね。この機械を下腹部にゼリーを塗って貼ります。かなりちゃんと貼らないと拾ってくれません。その上で、スマホのＢｌｕｅｔｏｏｔｈをつなげると、スマホで画面が出まして、まず測定ボタン

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

押すと測定してくれて、そのあとコップみたいのが出て、あなたの今の膀胱の１０％たまっていますとか、２０％たまっていますとか、３０％たまっていますとか、そういったのが分かるようなものです。センサーは付いているけれども仕組み自体はそんなに複雑ではないということで、無線でできますので、非常に取っつきやすいのかなと思います。

多分この対象とする方なのですが、尿意が全くない方と、あと尿意が伝えられない方、そして尿意が理解できない方、この３種類の方がいらっしゃるのかなと思います。私は、尿意が全くないものなので、時間を決めて自分で排尿しているのですが、ちょっと私にとって有効かどうかを確認したところ、正直そんなに有効ではないなと思っていて、そんなに頻繁にスマホを見るのはちょっとなかなか……スマホ見て、２０、４０とか５０とか、そういう確認はちょっとなかなか使いづらいなというのがありました。

ただ一方で、尿意が伝えられない方とか、あと尿意が理解できない方、先ほど執行機関の方からお話があったとおり、知的障がいの方にとっては非常にこれが有効なのかなと思います。画面にｉＰａｄとかそういうタブレットで画面付けっ放しにして、どれぐらいたまったかというのを常時把握できるような状態にしておけば訓練にもなりますし、おむつを使う頻度も大分減るのかなと思います。

使い方、本人の状態によって、ニーズは違うのですが、個人的価値観関連から言うと、全く尿意がないという方に関しては、ちょっと微妙ではあるものの、尿意が伝えられない方とか、尿意が理解できない方に関しては、一定の効果があると考えております。

ですので、執行機関には、この願意があるように、一定的に効果が認められると思いますので、前向きに取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○岡田将和委員　野沢委員から詳細な御説明をいただいて、大変勉強させていただきました。思ったより本当に装置が小さいのだなというふうに感じました。

私もＤＦｒｅｅ（ディフリー）のホームページなんか拝見させていただくと、充電時間が１時間で４０時間使えると書いてありましたが、その使い方によってもバッテリーの消耗が違うと書いてあるのですけれども、例えば私は、アップルウォッチを使っているのですが、やはり充電するのは結構面倒くさいなとか、充電するのは大変だなというふうに思って、実はよく付けていないときもあるのです。今回のＤＦｒｅｅ（ディフリー）という商品が１０万円近くする商品ということで、例えばですけれども、これ、例えば今回日用用具として追加をした場合、支給をした方々に、半年とか１年後に例えば使っているとか、使っていないですとか、そういう追っ掛けるリサーチみたいなことというのはできるのでしょうか。

○障がい援護課長　追っ掛けをしながらリサーチすることもできます。ただ、大前提として、やはり使用ができるかどうかというところがかなり個別性が高い機種でして、介護保険の方でも、実際にお試しをして、効果が認められて購入に進むというようなプロセスが取られておりまして、実際の使用期間の中で、使い続けられるかどうかみたいなところの御相談も併せてしていく機種と認識しております。

○岡田将和委員　介護保険の方は、そういうふうに実際に試しに、試運転というか試行ができるということなのですけれども、今回、例えば日用用具に追加認定した場合も同じようなスキームというのは取れるものなのでしょうか。

○障がい援護課長　そのように取ることは可能です。

○岡田将和委員　すごく実物も拝見させていただいて、やはり★★をしたいというお気持ちを伝えら

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れない方々にとっては、本当に必要な用具なのかなと思う一方で、こういう技術は日進月歩です。ですから、やはり実際に、支給したはいいものの使われなければ意味がないですし、実際に御本人もそうですし、介助される方々が、やはり１日半ごとにその機器をきちんと充電していただいて、またジェルを塗って付けていただけるかというところが結構おっくうだと、使われないなというのも、やはりもったいないことですから。

そういったしっかり試しに使っていただいて、実効性があるのかということと、試行して１年ないし半年後に使われているかどうかということもチェックしていただくのも必要なのかなと思いましたので、これは、意見要望でお願いいたします。

○白石正輝委員長　他に質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員　障がいをお持ちの方々が排尿する意向を伝えられるようなこのＤＦｒｅｅ（ディフリー）という製品は、先ほど野沢委員からも御説明いただいたので、よく理解をさせていただきました。我が会派として採択でお願いします。

○長井まさのり委員　一日でも長くトイレで排尿をしたいと、また本人や介助者も含めて、必要とされる方には効果的で有効性があると思います。また、対象を少し幅広くしている自治体も中にはございますので、今後調査研究を進めていただきたいと思います。採択でお願いいたします。

○横田ゆう委員　やはり障がいをお持ちの方が使うには本当に有効性があると思いますし、高額ですので、本当に必要な方が購入できるよう、採択を求めます。

○野沢てつや委員　先ほど岡田委員からもお話があったように、効果検証してから上手にするのもよいですし、あとはレンタルもありますので、そういった毎月のレンタルの補助でもいいと思います。有効性は認められると思いますので、採択でお願いいたします。

○白石正輝委員長　それでは、２陳情につきまして、採決をいたします。

（９）受理番号２２、（１０）受理番号２３につきましては、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　御異議ないと認め、さよう決定させていただきます。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

［執行機関一部退席］

―――――――　◇　―――――――

○白石正輝委員長　それでは引き続きまして、所管事務の調査を行います。

（１）糖尿病対策に対する調査についてを単独議題といたします。

何か御質問ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは続きまして、（２）令和８年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

行政調査につきましては、机上に計画日程表を配りましたので、この日程でよろしくお願いしたいと思います。

なお、新幹線ですので、時間厳守でよろしくお願いいたします。待てませんので、時間に遅れないように、東京駅の新幹線１６番ホームでお待ちいただきたいと思います。

それでは、視察でございますが、第１日目を滋賀県草津市の「健幸都市くさつ」の取組についてを視察したいと思います。

２日目は、岡山県倉敷市の「くらしき健幸プラン」についてを視察したいと思います。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

３日目は、岡山県の職場体験を通じた福祉介護職の人材確保、★★についてを調査することに、先ほど正副委員長会で決定いたしておりますので、委員派遣の承認を議長より、現地からも受入れの承諾もいただいておりますので、机上に配付のとおり、視察をさせていただきたいと思います。

なお、今日欠席ですけれども、骨折であした退院ということですので、視察には参加できるということですので、是非よろしくお願いしたいと思います。

長時間になりましたので、一時厚生委員会を休憩させていただいて、それで報告事項に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前１１時５７分休憩

午後　零時０１分再開

○白石正輝委員長　まだ時間が少しありますけれども、全員そろいましたので、ただいまより厚生委員会を再開いたします。

先ほどの地方行政調査につきましては、報告書は、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　異議ないと認め、さよう決定させていただきます。

なお、報告については、正副委員長を出していない会派、並びに個人には提出する以前にお見せしますので、よろしくお願いしたいと思います。

――――――――◇――――――――

○白石正輝委員長　それでは、ただいまより報告事項に入りたいと思います。

報告事項（１）を福祉部長から、（４）・（５）は先ほど報告していただきましたので、（２）と（３）を高齢者施策推進室長から、（６）を足立福祉事務所長から、（７）を足立保健所長から報告願います。

○福祉部長　それでは、厚生委員会の報告資料福祉部の２ページをお開き願います。

件名は、障がい福祉センター幼児発達支援室、通称「ひよこ」の千住分室の今後の方針についてでございます。

こちら、千住分室につきましては、令和４年度当時、西新井の幼児発達支援室が慢性的に混雑をしていたというような状況がございましたので、令和４年度に臨時的に開設をさせていただいたものでございます。いつまで開設するかというのも、令和７年４月に当時開設予定と言っていた新児童発達支援センター、今の三幸学園の東京みらい中学校があるところです、あそこに新しく支援センターができるというところの運営状況を判断してからということにさせていただきました。

今後の方針についてなのですけれども、今年度、令和９年３月末で閉室をさせていただきたいというふうに思っております。

項番２、理由でございますが、まず利用の児童数が全体的に減少してきておりまして、千住分室の方々の分も含めまして、今、西新井の本部で対応ができるという状況になってございました。また、項番３なのですけれども、今、千住分室があった場所なのですが、もともと昔保健所があった場所、その後産業振興の施設になっていたのですけれども、そこが空室になっていたところを利用させていただいていたということで、ものとしては非常に古いところでございました。４月上旬に、台風、大雨が降ったときに、天井がその雨の影響で一部崩落をしたというような部分がございまして、建物が非常に老朽化をしていて、きちんとした復旧には時間を要するというようなこともございました。

また、３ページの（４）ですが、東京みらい児童発達支援センター、令和７年から運用を開始していますけれども、今のところ順調に推移をしておりまして、恐らくこの千住のところの部分もカ

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

バーしていけるだろうというような状況になっていること。また、その東京みらい児童発達支援センターが来年度千住地域にも巡回のバスを回していただけるというようなことになった話をいただいておりまして、その方向で今準備をしていただいております。

したがいまして、千住の方々の足というところも一定程度確保できるというような見通しも付きましたので、今回閉室ということにさせていただきたいというふうに思っております。

今後の進め方でございますが、現在利用の方、特に、今年度利用の方はもちろんなのですけれども、それ以外の方々についても個別に説明させていただくというところで進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

○高齢者施策推進室長　引き続き４ページを御覧ください。

（２）足立区認知症施策推進計画の骨子案等について御報告いたします。

計画策定の趣旨ですが、今年度令和８年４月に認知症の条例が施行されました。条例に示しました「認知症になってもやりたいことを諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち」「本人や家族等も安心して住み続けるまちの実現」こちらを目指し、総合的またかつ計画的に認知症施策推進するために計画を作成するものです。

計画では、新しい認知症★★に基づきまして、認知症の診断をされた前後でも安心感が持てるようなそういった支援体制についても記述をする予定でおります。

基本理念に、実現のために３つの目標も設定をいたします。

計画の骨子案ですが、別紙で付いておりますので、御確認いただければと思います。

計画期間につきましては、一応６年間ということで定めます。また、その６年の間に国や都の計画改定とか社会状況等の変化がございました場合には、適宜見直しを行っていく予定です。

１１月２５日から１２月２５日、パブリックコメントを実施する予定でおりまして、★★３月には計画策定に向けて進めてまいります。

続きまして、１３ページになります。

（３）足立区地域包括支援センター西新井本町における現受託法人からの業務委託契約の終了の申出、及び後任受託法人の選定についての御報告となります。

包括西新井本町、受託法人は医療法人社団八葉会ですけれども、まず、８月４日にこれまで法人内で事業の見直しを検討してきた結果、事業規模の適正化を図るためということで、今年度末の契約終了のお申出がございました。ただ、９月に入りまして、９月１８日ですけれども、退職者が出たことによりまして、相談業務に関われる人員の不足が継続的にされる状況だということで、またお申出があり、令和８年度の途中１２月末までの受託ということでのお申出があったところです。本来であれば、公募型のプロポーザル当初予定しておりましたけれども、１２月末で撤退されるということですので、地域住民の方々に福祉サービスの空白の時間を発生させてはならないということで、項番４に記載がありますように、受託候補事業者の選定ですけれども、介護保険法に基づく業務委託の評価が上位の結果が出ている法人、それから西新井本町の近隣で包括を運営するそこの法人から受託可能な法人を１社選定いたしまして、特命随意契約を締結する方向で進めたいと考えております。

業務委託期間ですけれども１４ページになります。１月から３月末までの３か月間と、来年度令和９年度の１２か月、合わせて１５か月で今回業務委託期間として、お願いをしたいというふうに考えております。

御報告の後ですけれども、１０月中旬頃から受

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

託候補法人に意向確認を進めまして、１月には新事務所設置等で事業が始められるように進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○足立福祉事務所長　それでは、引き続き福祉部の報告資料１９ページを御覧いただきたいと思います。

「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する再検証の答申に対する検討についてでございます。

こちら本年４月１５日開会の厚生委員会におきまして、答申について報告したものでございますけれども、その際に答申の中で再発防止策、改善策の提言に対する区の対応を検討したため、報告するものでございます。

項番１、協議会の提言と区の対応でございます。（１）生活保護相談における窓口対応、こちら表の中に４つほどございますけれども、特に、１番目のところでございます。協議会の提言としましては、生活保護法実施要領等についての研修を徹底すべきであるというふうになっておりまして、こちらは、生活保護の申請権侵害の事実が認められて、厚生労働省の処理基準に従った対応もされていなかったといった指摘ですとか、転宅費用の一時扶助の説明、また施設への入所等についての説明が不相当な説明があったといったことが元になっております。

したがいまして、区の対応としましては、毎年実施する相談員向けの研修に生活保護法実施要領等事例集、生活保護に関する裁判例などを組み入れ、規範の遵守を徹底してまいりたいと思います。その他につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、２１ページでございます。

項番２、相談窓口の録音についてでございます。協議会の提言としましては、①相談者の録音については、より自由に行えるようにすることが必要。また、２番目に福祉事務所側の録音は、データの管理と体制等の条件が整っていないものと見られるというものでございました。

区の対応としましては、相談者の録音については、現状どおり申出によって録音可能といたします。他の相談ブース等の声が個人情報として録音されてしまう可能性がありますので、申出の必要性ということで表示をしたいと思っています。また、福祉事務所側の録音につきましては、水掛け論防止のために、相談者が申出により録音する場合については、職員側も録音させていただきたいというふうに考えております。

下のア、実施時期につきましては、要綱やシステム等の整備を行って、年度内を目途に実施いたします。イの録音に関する課題と対策については、記載のとおりでございます。

項番２の今後の方針ですが、再発防止策、改善策を速やかに実施しまして、相談者、生活保護受給者一人一人に寄り添った支援を行って、適正な運用に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○白石正輝委員長　次に、足立保健所長から報告をお願いします。

○足立保健所長　衛生部の報告資料２ページをお開きください。

件名は、住宅宿泊事業（民泊）施設における令和８年度上半期立入調査結果の中間報告についてです。

項番２（１）を御覧ください。５月から８月までに計８２件実施いたしました。

続いて、項番２（２）を御覧ください。衛生管理状況は、約８０％の施設が良好でした。また、指導該当項目は３ページから４ページに記載しております。

項番３を御覧ください。今後の方針ですが、法令違反の事業者に対しては、口頭指導、文書指導及び改善報告書の聴取等を行っております。また、立入り調査の結果、不適切な管理運営を行ってい

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

る事業者が確認できたこと、多くの区が規制強化を実施予定､又は実施していることなども踏まえ、足立区においても令和９年度第１回定例会での条例改正に向けて検討してまいります。

５ページは、旅館業及び民泊に関する参考資料となります。

私からは以上となります。

○白石正輝委員長　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○石毛かずあき委員　私からは、福祉部で２点、そして、衛生部で１点お伺いさせていただければと思います。

まず、区の認知症施策推進計画の骨子案等についてなのですけれども、この計画策定における御本人や御家族の声の反映というのが当然大事になってきておりまして、様々な介護施設、また高齢者福祉施設、様々な相談窓口には、★★でも申し上げましたけれども、しっかりと区の対応を今も行っていますけれども、更に丁寧にやっていただきたいというお願いをさせていただきました。

その上で、区が策定中の計画で、認知症の方を単に支援される対象としてのみ捉えるのではなくて､地域の中で自分らしく､そして暮らしやすい、また、希望や力を発揮できるのだというそういう存在なのだとして捉えていく。こうした方向性で足立区は取り組みされているということについては、大変評価されるべきところだと思うのです。

今後、御本人や御家族が計画の策定、進捗の確認及び評価に継続して参画できる仕組みをどのように構築していくお考えなのか、まずお伺いさせてください。

○高齢者はつらつ支援課長　計画策定におきましては、条例の施行のときもそうでしたけれども、御本人の声を反映させるというところが重要と考えております。今、本人ミーティング等やっておりまして、そちらで直接お声を聞くなどというところをやっております。

また、これを継続的に声を聞く仕組みというところですけれども、こちらについては、定期的にそういった場にこちらの職員も行かせてもらうというところをしまして、定期的な意見の聴取というところをやっていきたいと思います。今、地域包括ケアシステム推進会議の認知症部会でやっておりますので、そちらでも報告することで、継続的に認知症の方の御本人の御意見を聞いて、それを御報告して、施策に反映させるという仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

○石毛かずあき委員　ありがとうございます。

そして、本人ミーティングというのは、私も多少調べましたけれども、２３区では世田谷区の取組にも★★にも入っているし、また京都市もそのような同様な取組をされているいうことで、今どんどんそのような形で進められているということですので、引き続きよろしくお願いいたします。

そして、区が「やりたいことが叶うまち」を掲げて、認知症の方の思いや社会参画を重視している、そうした視点というのがやはり大事なのですよね。この理念を区民の皆様が実感できるような計画に今後していくためには、やはり御本人と御家族の声が施策に対してどう変化を与えていっているのかなというところが大事だと思うのです。ですので､この計画策定に当たって､認知症の方、御本人、また、とりわけ声を上げにくい方、そうした方の希望をどのような形で、どのような方法で今後聞き取っていかれるのか、お伺いしたいのですが。

○高齢者はつらつ支援課長　今後につきましては、声を上げづらい方というところで、特に認知症の診断の前後というところで、非常に御本人不安になるというところで、「あなた、認知症じゃないのか」と言われるところで病院に行くとか、あとは、認知症と診断されたときに、「自分は認知症だ」と言いづらいとかというところがあります。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それによって、いろいろな施策につながりづらかったり、意見が発しづらかったりというところがございます。そういったところを緩和させるために、今後、例えば認知症に既に診断された方を先輩として、その先輩の方に御相談できるようなそういった当事者同士のピアサポートという仕組みも考えてまいりたいと考えております。

○石毛かずあき委員　先ほどもありましたけれども、やはり地域包括も含めて、様々な政策意見をいただいて、施策、計画を変えていく。変えていったものがどこが変化していくのか、私たちは継続的なお声をそうしたところで聞いていただけるという取組を行っているということでした。

もう１つは、今ありましたピアサポート体制ですよね。これについても、やはり重点的に進めているというところは評価されるべきところであって、やはり同じ経験を持つ方々がその不安や悩み、そうしたものを共有できる場というのは、一番大事なのは孤立を防ぐことですから、そうした診断後の生活に、またふだんから希望を持っていっていただけるようなそうした上でも大変大切な取組ですので、是非よろしくお願いいたします。

目標の３について、大切な取組なのですけれども、ここで診断を受けた後で、どこへ相談すればよいか、また今後の生活はどうなるのかと、やはり不安を抱える御本人や御家族、お身内の方々もどうしても少なくない。これだけやっていてもというところはあるのですけれども、なので、先ほどおっしゃった地域包括もそうですし、医療機関、認知症初期集中支援チームというのですか、そうした皆様が連携して、診断直後から必要な支援につなぐ体制については、今後どのような形で、具体的に計画で示されると思うのですけれども、何かあったら教えてください。

○高齢者はつらつ支援課長　認知症の診断につながる、まずは認知症の検診、こちらが最初の入り口になるかと考えております。こちらからの認知症検診の後に、例えば地域包括支援センターの職員がフォローに入るとか、そういったところを来年度以降重視していきたいというふうに考えております。

○石毛かずあき委員　ありがとうございます。

続きまして、生活保護の相談窓口についてなのですけれども、ここにありますように、やはり区が第三者からの提言を受けて、職員の研修だったり、苦情への対応の経路だったり、相談時の録音に関する標準を見直す方針を示しているところは大変いいと思うのです。それで、資料に録音環境やデータ保存の課題も記されていて、制度を整えた後に相談者の安心と職員の方々の適正な対応にどのようにつながったのかというのを確かめる必要があると思うのですよね。

その上で、こうした生活保護の相談をめぐる提言に対して、区が再発防止策を示したこと、どのように受け止めているのかということがやはり大事になってくると思うのです。

相談に来た方が安心して事情を話せて、職員の方々が適正な法令理解に基づいて対応できるこの両方が重要です。研修やマニュアルの見直しの後、相談者への説明、苦情の受け止め、管理職の方々への報告が適正に行われているのかどうなのか、今後区はどのようにこれを検証していくのか、お伺いします。

○足立福祉事務所長　なかなか検証というのも難しいところあるとは思うのですけれども、実際にやってみて、特に録音についてのところは、まずちょっと始めさせていただきたいというところがあります。そこについては、職員の声も聞きながら、あと相談者側が相談がいい環境になったのかどうかというところも、職員からしっかり聞き取ってまいりたいというふうに思っております。

また、研修については、今まで総合相談係の研修というのが特化してやっていなかったところがありました。そちらについても、是非研修が終わ

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

った後も、成果というか自分にとってその研修がこれから参考になるのか、また、そういったまだ課題があるのか、こういったこともやってほしいとか、そういったような要望も聞き取りながら進めていきたいというふうに思っております。

○石毛かずあき委員　どうぞよろしくお願いいたします。

当然録音についても、利用目的、その保存の方法だったり誰が閲覧できるのかをしっかりと明確にした上で、そうしたことを相談者側にも分かりやすく説明することも大事ですから。そして、運用開始前何を確認したのか、また、開始後の課題をどのように見直していくのかというのも必要ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後、衛生部の民泊の件です。これだけちょっと確認だけさせていただきたいのですけれども。

説明資料の中に、立入調査では、避難経路を表示していないが１９件数あって、また外国人宿泊者への火災・地震等の連絡先の案内がない事例というのがやはり１９件、新しい表だとちょっと増えていましたね。それで、あと火災防止の説明をしていないというのも、最初いただいた事前説では３１件だったのですけれども、こうした件数というのは上がっていますが、まずは、ちょっと気を付けなくてはいけないのは、これは延べ人数ですものね。施設の数というわけではありませんよね。ですから、そうした意味で、こちら側としても判断していかなくてはいけないのかというふうには思うのです。

そこで、やはり今後の方針の４ページのイにありますように、区としては、このような調査を行って、文書指導を行い、改善したかどうだかの確認まで行っています。こうしたことは非常に評価できますので、その上で、やはり事故が起こる前に是正を徹底できることが重要になってくるのかなというふうに思います。難しいのかなということもあります。

今回のこの中間報告書で、避難経路の表示や火災時の案内など宿泊者の命に関わる事項にも不備が確認されています。そうした指導した施設について、是正が完了した件数、又は再点検についての改善が確認できない件数というのを今後区はどのように把握して管理されていくのかというのがもしあれば教えてください。

○生活衛生課長　今回の立入りでこういった指導事項があったところについては、その場ですぐ改善していただけるようなところというのはその場で改善しています。ただ、当然次までに改善とかという話については、改善の御連絡をいただいて、また再度確認に行く。こちら全施設１回立入りをした後もこの立入りについて、やはり今後も継続して行っていく必要があると今考えておりますので、その辺り今後どの程度の頻度になるかというのはまだ決まっているわけではないですけれども、定期的にやはりこういった施設の立入調査、確認を続けていって、そういった宿泊者等の安全については確保していきたいと考えております。

○石毛かずあき委員　最後なりますが、宿泊者向けの多言語による避難・連絡先案内を、やはり近隣住民も速やかに連絡できるようなそうした管理者情報について、条例改正や届出地の確認を通じて徹底すべきというふうに考えるのですけれども、その点、区の見解はいかがですか。

○生活衛生課長　今ちょっとその条例改正の中身までは固まっているものではございませんが、当然民泊の施設、付近に住んでいる方々にも影響はありますので、どういった改正が必要かということについては、今後いろいろな角度から検討していきたいと思います。

○石毛かずあき委員　ありがとうございました。

○長井まさのり委員　私から１点だけ。地域包括支援センター事業業務委託プロポーザルについて伺います。

事業規模の適正化を図るため、当該事業より撤

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

退ということでございますけれども、圏域の高齢者の人口はどうか。また、介護予防チェックリストを踏まえて、実態把握訪問の人数はどうか、伺います。

○高齢者はつらつ支援課長　包括西新井本町は、圏域の高齢者人口は約６，０００人、実態把握対象者の見込み数は約１，０００人となっております。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、こうした事例はこれまでもあったかと思います。やはり事業規模の適正化などの理由であったのか、伺います。

○高齢者はつらつ支援課長　これまでは、令和５年度から新田が新しい事業者に替わって、令和４年度に申出があったものです。あと、令和６年度こちらは、包括の千住本町が新しい事業者に替わっております。新田のところでは、事業者からは、経営上の判断というところを聞いております。千住本町は、病院があったのですけれども、こちらの閉鎖と同時に法人も解散するというところで、千住本町の事業も終了するというお話がありました。

○長井まさのり委員　分かりました。

今回退職者が出たことにより、令和８年度の途中１２月末で業務委託契約が終了するとのことでございますけれども、今後特命随意契約とのことで、期間がない中、見込みについてはいかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　もう１２月で終了、待ったなしの状況というふうに考えております。今、特定の事業者があるというところではありませんけれども、情報を収集して、１０月中旬に意向確認が終了するように動いているところでございます。

○長井まさのり委員　分かりました。

本来は、十分な期間を確保していただきたいところでございます。最速で引継ぎ期間のスケジュールを見ると、１１月下旬からとなっております。もう年末で忙しい中、約１か月ぐらいしかないという状況で、業務に支障が出ないように丁寧な引継ぎをお願いいたします。

決まったとして、この１月以降についても御協力をしっかり求めて、連携をちょっとしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○高齢者はつらつ支援課長　西新井本町の事業者の当然引継ぎというところもありますし、西新井本町も地域に根差した活動をずっとやってきたというところがございますので、法人で可能なところについては、協力していただけるように求めてまいります。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、情報が途切れることがないように、業務システムについても、しっかりよろしくお願いしたいと思います。

また、もしこの期間がないという状況で、特命随意契約で決まらなかったらどうなるのか。区直営となるのか、それとも社会福祉協議会に委託するのか。まだ今の段階ではあれかもしれませんけれども、その考えについてはいかがですか。

○高齢者はつらつ支援課長　今回、特命随意契約で事業者を探しておりますけれども、まずは、当然この特命随意契約の事業者を探すというのが最優先になっております。そうならなかった場合、なかなか事業の運営がどうやっていくのかというところ、直営であったりとか、ほかの包括でフォローだったりとか、あとは、機関で何らか対応できないかとか、そういったところは、あらゆる手段で一番ベターなものを考えていくというふうに考えております。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、今回これは、西新井本町が特命随意契約であったため、財務評価に掛かっていなかったと思います。今後については、実績のあるところにお願いするかと思いますけれども、ある程度の財務状況の確認もしっかり行っていただきたいと思

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　西新井本町は、確かに今まで業務の評価はさせていただいておりましたけれども、財務評価というところはなかった状況です。今、令和７年度からプロポーザルを順次進めておりまして、各包括、プロポーザルの契約に切り替えているところでございますので、プロポーザルの中では、財務評価をさせていただいております。西新井本町も、今回は、いろいろな評価で特命随意契約結ばせていただきますけれども、プロポーザルになった際には、そこのタイミングでも財務評価をしていくということになります。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、委託費、人件費については、これまで３年に１回であったかと思います。令和８年度については、臨時的に３年の周期にかかわらず見直しを行ったかと思います。昨今の物価高騰であったり、人件費の高騰を踏まえて、毎年の見直しを検討すべきと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　これまで３年に一度の見直しというところで、令和８年度は、臨時的に見直しをしたところでございます。物価高騰の折というところで、非常にそれがこれまでの想定を超えていたというところで、今年臨時的にしております。

今現在のこの物価高騰、人件費向上の状況を考えますと、毎年の見直しというところも、毎年それが必要かどうかというところを見ていかないといけないというふうに考えております。

○長井まさのり委員　分かりました。

また、しっかり毎年の見直しについても検討を重ねていっていただきたいと思います。

先ほど、この西新井本町の実態把握、訪問の人数は約１，０００人ということでございました。地域への影響も大変大きいため、必要な情報をしっかり丁寧に、速やかな周知徹底をお願いしたいと思います。また追加で、千寿の郷においても、業務委託契約終了の申出もございました。千住地区の包括再編の案も踏まえて、速やかに後任の受託法人の検討を進めていただきたいと思います。これは要望して終わります。

○横田ゆう委員　私の方からも地域包括支援センター西新井本町のこの件について質問します。

今回、地域包括支援センターが立て続けに撤退が相次いでいるということで、２年半前には、愛寿会が累積赤字のために撤退をしたということ、千住本町、そして今回は八葉会。これは、相談業務に関わる人員の不足ということになっております。そのあとには、健和会が人員不足と赤字ということで、本当に次々とこういう事態が生まれているということでは、大変深刻な事態だと思っておりますが、どうでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　先ほども申し上げましたので、令和４年から１件、令和６年に１件で、今年度については２件の包括が撤退というところになっております。事情は、各事例によって様々ではございますけれども、西新井本町については、事業規模の適正化というところを法人が判断したというところでありまして、手の届く範囲の事業をやっていきたいというところで、包括は閉めさせていただくという申出があったというところでございます。

○横田ゆう委員　この流れは、一部にとどまらないで、これからもこの流れが続いていくのではないかと懸念しておりますが、どうでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　地域包括支援センターの業務については、幅広くやっていただいておりまして、地域の皆様からも信頼されているところでございます。ただ、業務が非常に幅広くやっていただいているということで、職員の負担も大きいというところがございます。職員の負担の軽減を重視して、地域包括支援センターとも情報交換しながら今やっているところでございます。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

また、経営判断というところで、法人によって様々な判断があるというところかと思います。そちらについて、こちらから申出できるところ限られておりますけれども、少なくとも先ほど申し上げましたような委託費の見直し、こちらは適正にやっていきたいというふうに考えております。

○横田ゆう委員　やはり現場からは、１，５００万円、２，０００万円のようなそういう巨額の累積赤字が出ているということも訴えられておりますので、やはりこの赤字の問題、そして人員が本当に重要な仕事であると思いますけれども、それが確保できないという本当に深刻な事態が浮かび上がっていると思います。

やはりこれまで包括の運営は赤字を出しながらも、併設する介護事業所の少ない介護報酬から補填しながら頑張ってきたという実態があると思うのですね。人員も赤字ももう限界だと言っているところに、３年ごとのプロポーザルを受けて成績を付けて競わせる、これでは、ますます撤退の要因を深めると言えると思いますが、どうでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　まず、プロポーザルについては、５回更新ができるので６年に１回というところになります。３年間というのが、今２５包括を順番にプロポーザルを掛けているのですけれども、３年間のこれまでの業務評価の成績の順番で、低い順にプロポーザルの順番を決定しているというところが３年間ということかと存じます。

プロポーザルについては、今、もともとの特命随意契約よりも公平性というところで、契約の原則にのっとったものというところになっております。プロポーザル、原則的な価格だけの競争入札では、今の包括の事業というのは委託は難しいというふうに考えております。一定程度の競争性を確保するというところで、プロポーザルを実施しているところでございまして、こちらについては、この方針のまま続けさせていただきたいというふうに考えております。

○高齢者施策推進室長　若干の補足ですが、八葉会、それから健和会も、今回経営状態が悪いというところが大きく出ています。その関係で法人全体の業務規模をスリム化していくというようなことで、八葉会については、包括を手放すという結果になりました。これは、これまでの特命随意契約で財務状況まで区がきちんと確認できていなかったというところがこういった結果になっているかなというふうに考えておりまして、そこは反省するところでもございます。

今後のプロポーザル方式になれば、財務状況をきちんと専門家の方にも見ていただくこともできますので、こういった経営状況が……というような理由でのものというのは今後なくなってくるのではないかと考えております。

○横田ゆう委員　是非財務状況をしっかりと見て、抜本的に委託費を上げていただきたいというふうに思います。

実際のところ聞いてみると、もう１，０００万円、２，０００万円単位で累積赤字になっているという状況がありますので、是非そこはよろしくお願いしたいとは思います。それがプロポーザルでなければできないということではないと思っておりまして、プロポーザルに対応しようと包括は頑張ろうとすると、点数を稼げるところだけに力を入れるという弊害も出てきます。ですから、一律機械的なプロポーザル方式は中止をしていただきたいというふうに思います。働く者の意識、やる気がやはりそがれていきますので、そういったものはやめていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどもありましたけれども、八葉会が急に１月から撤退ということで、随意契約としていますが、まだ法人の見込みが立っていないということです。やはりこれは一日も休めるような業務ではないということですので、責任を持ってやるという意味では、もし、法人が見つからなけ

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れば、区が直営でやることになると思いますが、どうでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　委託している事業ではございますけれども、実施責任は区にあるというふうに考えております。直営にするというふうに方針が決まっているわけではございませんけれども、一日も休むことができない業務というところは間違いございませんので、必ず途切れることがないように、区として対応していきたいというふうに考えております。

○横田ゆう委員　分かりました。

やはりこの間のやり方に無理がある、これまでに明らかによって委託費の問題と人員の問題、こういう問題がこのような結果になったということになります。ですから直接包括からいろいろな意見を聞きながら委託費の大幅なアップ、そしてプロポーザルの中止を求めたいと思います。意見です。

○岡田将和委員　私からも何点か質疑させていただきます。

４ページの足立区認知症施策推進計画の骨子案等についての中でも内報されていると思います。私、今年３月の予算特別委員会において、ヒアリングフレイル、難聴が認知症になるリスクが一番高いということで様々な質疑をさせていただきました。新しく何か脳活ラボに機能が入るというふうに報告いただきましたが、その辺りについて、もう少し詳しく教えてもらってもよろしいでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　聞こえの関係で認知症との関連というところで、聞こえが悪くなってくると外に出掛ける頻度も減るし、コミュニケーションも少なくなるというところで、認知症の発症へのつながりが指摘されているところでございます。

聞こえについてですけれども、脳活ラボで今開発中の機能なのですけれども、自分でちゃんと聞こえているかどうかのチェックができるという機能を、今開発しているところでございます。こちらについて、来年導入できるように今準備を進めているというところでございます。

○岡田将和委員　私も先日、綾瀬の町会の方とお会いしたときに、脳活ラボ使っているよということで、いろいろな場所にチェックインをしてポイントをためていらっしゃる方がいました。そういうふうに親しんでいただいている脳活ラボの機能の中に、そういう聞こえのセルフチェックが入るというのはとても喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

また、１０月６日のネットニュースの記事で、墨田区がどうやら東京大学発のベンチャー企業、スタートアップ企業とコラボレーションして、株式会社ＩＧＳＡ（イグサ）という会社なのですけれども、スマートフォンで毎日毎日お話をして、日記を付けるようなアプリがございます。私、実は、墨田区にあるＳＵＭＩＤＡ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ　ＣＯＲＥという創業支援施設に視察に数か月前伺わせていただいた際に、ＩＧＳＡ(イグサ)の方とお会いさせていただきました。これは、「はなしてね」というアプリらしいのですけれども、これが墨田区として認知症予防施策の一端として取り上げられておりました。脳活ラボも先ほど聞こえのセルフチェック入るということでしたが、やはり４月から条例化して、足立区は認知症に対して本気で取り組むという姿勢を見せられておりますので、墨田区のそういった動向も是非参考にしながら様々アップデートしていただいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　墨田区のそういった日記のようなアプリ等も含めて、様々なものが今あると思いますので、新しいものもどんどん出てくると思いますので、そういったところを逃さずキャッチできるように、今後も努めてまいりたいと思います。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○岡田将和委員　ありがとうございます。

やはり認知症になられた方も、過ごしやすい、住みよい足立区ということではありますが、埼玉県川口市で悲惨な事故もありました。やはり認知症になりだんだん進行が進むと、相手をおもんぱかれない言葉ですとか、在宅介護に行かれた方々がいわれのない苦情ですとか、様々なことを言われた介護士の方が８割以上いらっしゃるというアンケート結果もございます。ですから、介護業界団体からもカスハラの窓口を作ってほしいというお話出ていると思いますけれども、介護に従事されている方々のためにも、元気で健康なシルバー世代の方を増やしていただくことも必要かと思います。

先ほどから、るるお話出ておりました西新井本町、地域包括支援センターの件でございます。重ならないようにちょっと質問させていただきたいのですが、８月そして９月と、★★３月末が前倒して１２月末に閉じさせてくださいということに対応されている皆さん本当に大変かと思います。

そんな中ではあるのですけれども、この西新井本町地域包括支援センターの範囲が西新井本町、そして西新井栄町というエリアなのですけれども、その中にどうしてもその事業所というのは置かなくてはいけないものなのでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　事業所の位置につきましては、原則的には圏域内での設置を求めているところでございます。ただ、例外的に区が認めれば、あまり遠くなければ認めているところでございます。

○岡田将和委員　そこで、毎年介護保険法に基づいて、業務委託評価されていますよね。令和７年度の業務委託評価を見ると、この八葉会、平均が９４．３６のところ９５．４６と、平均を上回る点数がついております。また、細かく見てみると、運営体制が８．８５、平均は９．４２ということなのですが、この業務委託評価について、そもそも委員というのはどんな方が委員になっているのですか。

○高齢者はつらつ支援課長　業務委託評価の委員は、区の管理職含めた構成になっております。

○岡田将和委員　区内で２５か所ありますので、毎年１月から２月に業務委託評価していただいていると思うのですけれども、これは、事業者との面接だけなのですか、それとも現地は見に行かれたりもするのでしょうか。

○高齢者施策推進室長　各包括の現地も見させていただいております。

○岡田将和委員　何が言いたいかと申しますと、毎年法律に基づいて、ただやっているだけではないのかと思ってしまうのですね。形骸化しているだけでは駄目だと思うのですよ。この業務委託制度というのは、地域包括ケアシステムの中で中核的な役割を担う地域包括ケアセンターがきちんと区民のために委託されているかどうかをチェックするものであって、何かその点数が８．８５点で、今回、来年３月末が１２月末になってしまいますというこの評価自体がちょっと何か甘いのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○高齢者はつらつ支援課長　確かに各包括の得点というのは非常に高いものになっております。それは、当然業務をしっかりやっていただいているからというふうに認識はしておりますけれども、今回のような西新井本町を、すぐに１月、２月に評価をして、この８月には撤退の申出があったというところは事実としてはございます。ただ、こちらについては、法人の方の業務の見直し、業務規模の適正化、スリム化というところの判断が大きかったというふうに申立てを受けておりますので、直接この運営自体が難しかったとか、そういうところが評価によって見抜けなかったというところでも、直接は結びつかないのかなというふうには考えております。

○岡田将和委員　この業務委託評価制度の中で見抜

速報版

• 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
• 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
• 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

けなかったというふうにおっしゃられますけれども、では、今回の西新井本町の地域包括ケアセンターだけでなく、千寿の郷もお申出がありました。この地域包括センターを閉じたいというふうになっていることについての要因ですとか分析、やはり区民に迷惑かけられませんから、そういったことは今後していく予定でしょうか。

○高齢者施策推進室長　今回の八葉会、それから健和会いずれも医療法人です。本体の病院の方の経営がかなり厳しいということは両法人からも伺っております。包括の運営自体は、今、岡田委員が御紹介いただいたように、例えば八葉会であればかなり高い点数で行っております。ですので、包括としての運営はうまくいっているのだけれども、法人全体で経営を考えたときに、それこそ業務の効率というところで、包括をやむなく手放す結果になったと。そこで、財務状況については、先ほど申し上げたように、今後はプロポーザル方式になったときに、きちんと３年分財務状況は確認していくことになりますので、今後はこういったことは少なくなってくると思います。

○岡田将和委員　随意契約から今後プロポーザルに変わるということですが、やはり今回、昨日まであった決算特別委員会中に、高齢者施策推進室長や高齢者はつらつ支援課長が説明に来てくれました。やはりそういった区の職員の方々もきちんと委託先が運営していただかないと、むしろ大変だと思いますし、実際近くにお住まいの皆さんも大変な思いをされるということですので、この業務委託評価制度の在り方についても、やはり一言申し上げなければならないかなというふうに思いました。

　世田谷区ですとかは、３種職、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の兼職ですとか、そういう柔軟な適正配置の緩和もされているようですので、そういったところも含めて、トータルで考えていって対策していただければ大変ありがたいので、引き続きお願いしたいと思います。

○野沢てつや委員　ほかの委員の方から本当にいろいろな御指摘があった、１３ページ地域包括センターなのですが、そもそもなのですけれども、地域包括センターの業務というのはどんな業務があるのですか。列挙していただけたらと思うのですけれども。

○高齢者はつらつ支援課長　まずは、総合相談業務といいます相談を受ける業務ですとか、あと実態把握訪問の業務、あと権利擁護、虐待の対応だとか、あとは地域づくりの業務ですとか、ケアプランの業務、そういったものがございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。よくインターネットとかで検索すると、何か５０ぐらい細かくあるみたいなのですけれども、何が言いたいかというと、やはり業務が多過ぎるのかなと思うのですね。ですので、これを整理統合し、取捨選択しないと、ほかの包括事業所も持たないような嫌いがあるのではないかと思うのですけれども、その点に関する認識はいかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　やはりこちらの認識としても、先ほどから申し上げているように、様々な業務をやっていただいていて、しかも地域に根差してやっていただいているところでございます。

　私も昨日地域の説明会に参加させていただきましたけれども、そこでも地域包括支援センターのセンター長の方とか、ほとんどの町会の方とすごくコミュニケーションを取っていらっしゃって、本当にそれを実感いたしましたというところでもございます。

　また、特に、足立区の場合ですと、実態把握訪問というものを非常に重視しておりまして、スライド部分については、こちらとしても、十分な人員、基準を設定しているつもりではございますけれども、業務負荷が大変だというところの認識はございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

速報版

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

執行機関の方々が認識されているとおり、やはりちょっと業務過多になっていると思いますので、そこら辺の対策が必要かと思います。

あと、撤退理由が何か医療法人で医療に集中する､経営不振というお話があったのですけれども、これは、確認した上でやはり経営不振だというふうに認識された感じなのですか。

○高齢者はつらつ支援課長　包括西新井本町の八葉会からは、病院の運営も厳しいというところと、あと業務のスリム化というところの申立てを受けておりまして、それについて、それが本当かとかそういったところは調べていないところでございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

正直言うと、やめるときの言い訳なんていうのは、どんな言い訳でもできてしまうわけで、本当にそれが適正な理由かどうかというのは、ちょっと正直なところ疑わしいのかなと思うのですね。それだけやはり業務的に採算性が合わない、人員が取れないということで逼迫している赤字ではないかと思うのですね。ですので、撤退理由に関しては、正直なところ本当に後付けな感じがあるのではないかと思うのですよ。ですので、先ほどほかの委員の方からもお話があるとおり､適正配置、そして適正な業務､そして適正な支払､その報酬、やはりこれを確保していく必要があるのかなと思うのですけれども、その点に関していかがでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長　現場の業務量の問題ですとか、委託費の関係というところは、課題としてある部分があります。ですので、そちらについても､漏れのないように委託費の見直し等を含め、やっていきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員　是非お願いします。これは要望です。

続きまして、１９ページです。生活保護の相談窓口なのですが、ほかの委員の方からもちょっとあったと思うのですけれども、２０２５年に東京都カスタマーハラスメント防止条例なども作ったと思うのですけれども、この生活保護の方々、生活保護法がありますし、本当に憲法で認められた権利ですので、非常に重要だと思うのです。

こういった生活保護相談の窓口に来る方々に対して、一方では、東京都、職員の方も守る必要があるということで、カスタマー防止、今、昨今世間でも結構言われていますけれども、そこのところとの整合性的なものというのは、どのように考えられていますでしょうか。

○足立福祉事務所長　確かに、相談する方、また受給者の中には、かなり声を上げて威嚇的な形でお話する方もいらっしゃいます。その場合については、録音については強制的に録音させていただくような形で取りたいと思っていますし、何か暴力的なものがあればすぐに警察に相談するですとか、警察を呼ぶですとか、そういった対応、また警察ＯＢも会計年度職員として配置されておりますので、そういった方々も協力しながら対応していくというような形で考えてございます。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

私もちょっと役所で窓口もやっていましたけれども､正直にそんなに昨今の公務員の方々の中で、行政職の方で､威圧的な態度を取る方というのは、そんなにケース的にはないのかなと思うのです。

一方で、そういった生活保護に関しては、権利意識の向上から訴えてくる方、窓口来る方が増えているということで、今回生活保護相談サイドの方々からの意見に基づいて、協議会等を作っていろいろ対応策を考えているというのは、これ自体はすごく必要なことだと思うのです。

やはり職員の方々を守る、そういった対策も必要だと思うのです。ですので、そういった双方の妥協点みたいのをきちんと見いだしていただきたいと思うのですけれども、その点に関して、見解を教えていただけますでしょうか。

速報版

- **正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。**
- **音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。**
- **「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。**

○足立福祉事務所長　野沢委員おっしゃるとおり、職員の方、大分負担感も重いところがございますので、安心して業務が行えるような形で環境は整えていきたいと考えております。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。是非お願いします。

最後に、衛生部の民泊です。実地調査をやっていただいて、本当によい取組だなと思うのです。

あと、私、本会議でも申し上げましたけれども、マンションの一室旅館、インターネットで検索すると結構足立区にもあるのかなみたいなことを感じているのです。今、旅館業法及び民泊条例改正に向けて検討しているということなのですけれども、これに対して、どれぐらいの熱意を持って取り組もうとしているかというところを教えていただけたらと思います。

○生活衛生課長　こちらにつきましては、２３区他区の状況もありますけれども、やはり区民から苦情が増えているという現状があります。そういったところも踏まえまして、足立区の中で実際に民泊をやる場合には、適正な管理をしていただいて、周りの区民と調和を取れた状態で経営をしていただきたいと、そういった思いで今後の改正内容については検討していきたいと思います。

○野沢てつや委員　今、そういった適正ということをおっしゃっていましたけれども、現実問題として、アパートとかマンションの隣の部屋が民泊とか、旅館、ホテルだったら住みたくないのではないかと思うのです。ですので、本会議のときも言いましたけれども、適正な対応とか条例とかではなくて、封じるぐらいの対応をすべきではないかと思うのですけれども、その点について見解はいかがでしょうか。

○生活衛生課長　先ほども別の質問でお答えしたとおり、まだ実際の改正、規制を強化する中身については、今現在検討しているところです。

他区、墨田区等でかなり厳しくというか、旅館業である一定の条件の中では営業ができないというようなところの改正を行っているという情報もあります。繰り返しになりますけれども、その辺りどの程度までその規制を強化することで、足立区の民泊や旅館業の制度が適正な形で運営されるかというところは、慎重に検討していきたいと思います。

○野沢てつや委員　ありがとうございます。

他区の動向を検討するのはすごくいいのですが、墨田区ではできないから足立区でマンションで作ろうとか、足立区のアパートで作ろうとかとなってしまったら、本当に取り返しのつかないことになってしまいますので、その点に関して、十分強度の高い条例改正等していただけますようお願い申し上げます。これは要望です。

○白石正輝委員長　他に質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

それでは、報告事項はこの程度で終了させていただきます。

―――――――　◇　―――――――

○白石正輝委員長　次に、その他に入ります。

何か御質疑ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○白石正輝委員長　質疑なしと認めます。

本日の厚生委員会は以上で終了いたします。

ありがとうございました。

午後１時０５分閉会

速報版